

## 議 事 日 程 （第 1 号）

令和 5 年 3 月 9 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
  - 専第 1 号 令和 4 年度東白川村一般会計補正予算（第 9 号）
  - 専第 2 号 令和 4 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 5 号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 6 号 可茂消防事務組合理約の変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第 7 号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 10 議案第 8 号 東白川村第六次総合計画の策定について
- 日程第 11 議案第 9 号 東白川村個人情報保護法施行条例について
- 日程第 12 議案第 10 号 東白川村個人情報保護審査会条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 東白川村情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 東白川村職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 令和 4 年度東白川村一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 令和 4 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 4 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 16 号 令和 4 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 4 年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 4 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 4 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 20 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 23 同意第 1 号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 24 同意第 2 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 25 同意第 3 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 26 同意第 4 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 27 発議第 1 号 東白川村議会の個人情報の保護に関する条例について
- 日程第 28 議案第 21 号 東白川村個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条

例について

- 日程第29 議案第22号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第23号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第31 議案第24号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第25号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第26号 東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第27号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第28号 東白川村保育園及び学校施設整備基金条例について
- 日程第36 議案第29号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第30号 東白川村すくすく成長応援祝金支給に関する条例について
- 日程第38 議案第31号 令和5年度東白川村一般会計予算
- 日程第39 議案第32号 令和5年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第40 議案第33号 令和5年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第41 議案第34号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第42 議案第35号 令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第43 議案第36号 令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算
- 日程第44 議案第37号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算

---

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	今井明德
村民課長	安江修治	地域振興課長	村雲修
産業振興課長	伊藤秀人	建設環境課長	安江透雄
教育課長	有田尚樹	会計管理者	今井英樹
保健福祉課長	河田孝	国保診療所 事務局長	安江輝彦

監 査 委 員 安 江 弘 企

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局  
書 記 居 石 浩 之

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（桂川一喜君）

ただいまから令和5年第1回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（桂川一喜君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、7番 樋口春市君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（桂川一喜君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの9日間に決定しました。

---

◎例月出納検査結果報告

○議長（桂川一喜君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和5年3月9日、東白川村議会議長 桂川一喜様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく安保泰男。

例月出納検査結果報告。

令和4年11月分、12月分及び令和5年1月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和4年11月分、12月分及び令和5年1月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和4年12月21日、令和5年1月23日及び2月24日。

3. 検査の結果 令和4年11月末日、12月末日及び令和5年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上です。

**○議長（桂川一喜君）**

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

---

**◎議員派遣の件**

**○議長（桂川一喜君）**

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

**○議会運営委員長（今井美道君）**

議員派遣の件について御説明いたします。

令和5年3月9日、次のとおり議員を派遣いたします。

派遣名、消防団入退団式。目的、消防団活動の活性化と防火防災に資する。派遣場所は、はなのき会館。期間は、令和5年3月12日。派遣議員は、議員全員といたします。

以下、議長決裁での議員派遣の報告につきましては、読み上げはいたしません。書面での御確認をいただきたいと思います。

以上で、議員派遣の件の説明及び報告を終わります。

**○議長（桂川一喜君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決裁分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

---

### ◎一般質問

#### ○議長（桂川一喜君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は2名です。

通告順に質問を許可します。

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

#### ○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて、東白川村の森林環境及び森林環境譲与税に関する質問をさせていただきます。

森林は、国土・生物多様性の保全、水資源の貯留、地球温暖化の防止、木材生産など多面的な機能を持ち、誰もがその恩恵を受けています。林業や山村をめぐる情勢は厳しさを増しています。森林資源の適切な管理には、伐採した跡地に再び苗木を植える再造林が欠かせませんが、初期費用や労力負担が大きいと、なかなか進まないのが現状だと思われまます。新たな山村価値の創造には、教育や健康、観光など多様な分野で森林空間を利用した様々なサービスを提供し、雇用や収入の機会につなげて東白川村との関係人口の増加を目指せたらと考えます。

森林環境につきましての数点の質問をさせていただきます。

それでは、第1の質問に入ります。

森林環境譲与税は、総額の10分の5を私有林人工林の面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口で案分して譲与されています。国から提供されたデータを基に岐阜県が試算したところによりますと、補正後の東白川村の私有林人工林の面積は7,338ヘクタールであり、加茂郡では白川町に次ぐ2番目の広さです。人口は2,261名、林業従事者数は62名であり、加茂郡では最も多くの方々が林業に携わってみえます。

度々新聞等の報道で問題になりますのが、森林整備や木材利用促進に向けて国が配る資金を自治体を使い切らない状態が続いているところです。これは国の配分方法が一因とはされておりますが、2019年から2021年度に市町村に配分した計840億円の47%が消化されずに基金として積み立てられています。一方で、財源確保のため、2024年度からは新税である森林環境税として個人住民税を納

める者約6,200万人に、1人年間1,000円を上乗せするという徴収が決まっています。

国は、森林環境譲与税を私有の人工林面積や人口などを基準にして配りますが、人口は都市と地方の格差が大きく、都市部自治体の取り分が増えるという構造になっております。我々中山間地域に住む者にとって、林業は最も重要な産業であり、生産する木材価格の上昇、雇用の拡大、山林の整備など多くの問題があります。望むところは、こういった森林を抱える地方自治体への適正な配分であると思います。

昨年11月に、東京に出張して岐阜県選出の国会議員に陳情いたしました。この件につきましてもしっかりとお願いをいたしてきました。その後の国での森林環境譲与税に関する動向、情報はいかがでしょうか。この件につきましても伺いをいたします。

#### ○議長（桂川一喜君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

#### ○産業振興課長（伊藤秀人君）

失礼します。

安江健二議員の御質問にお答えします。

初めに、森林環境税及び森林環境譲与税について若干御説明をさせていただきます。

平成31年4月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設をされました。森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、市町村が国税として1人年額1,000円を徴収する新たな税です。

一方、森林環境譲与税は、森林環境税を原資として、森林整備の促進のために市町村と都道府県に譲与される財源です。令和元年度から譲与が開始されており、市町村と都道府県に対し私有林人工林面積割50%、林業就業者数割20%、人口割30%の比率で配分されています。

森林環境譲与税は、法律に基づき、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てるとされています。

本村への譲与額は、令和元年度は1,175万7,000円、令和2年度は2,498万4,000円、令和3年度は2,448万2,000円、令和4年度は3,169万円の見込みです。また、令和5年度は3,183万2,000円の見込みとなっております。

森林環境譲与税は、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が突出して多い都市部に対する配分額が過度に高くなっていることや、一部の市や区では森林整備に使われず、大半を基金に積み立てているとの問題点が指摘をされています。このような問題点から、令和4年6月3日、自民党のプロジェクトチームから農林水産大臣、総務大臣等へ申入れを行ったとのこと。また、全国の自治体の首長、議会議長からも多くの要望や意見書が提出されていると伺っております。

これを受けまして、令和5年度地方税制大綱には、森林環境譲与税の取組の進捗状況や意見を考慮しながら、森林整備等必要な施策の推進につながる方策を検討すると明記をされました。このため、令和5年度中に各自治体や林業事業者などに様々な調査やヒアリング、意見照会などあると思われる。今後の国の動向を注視しながら、本村のような森林面積が多い地域への配分額を見直す

よう、要望してまいりたいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまは課長からしっかりとした情報をいただきました。

いずれにしても国会で慎重審議をされまして、少しでもこういった中山間地への配分を多くしていただきたいというのが私の願いです。ありがとうございました。

森林の価値は多様であります。森林を疲れた心と体を癒やす空間と捉え、都会の企業や自治体が社員や会員へのメンタルヘルス対策や保養に利用していただけたらいかがでしょうか。山里に宿泊して地方の方々との交流や、自分で樹木の伐採体験をし、製材工場で製品となる材木の加工工程の見学など、様々なことが考えられます。山に関わる方々が増えれば、自然に山村への理解が深まり、地元ではさらに森林の整備を進め、受入れ体制を整える。このことにより森林の荒廃を防ぎ、地域全体が活性化につながっていくのではないのでしょうか。

それでは、第2の質問に入ります。

緑に覆われた森林には、人の五感を刺激してストレスを軽減し、免疫力を向上させる効果があるとされています。コロナ禍で行動範囲が狭くなった都会の子供たちを大自然の森の中で十分に遊ばせる、山の中を走り、木に登り、小川の水に入るなど、自然の魅力を知り、自分の体力を知り、感性を磨くことができると思います。

都市部では、森林環境譲与税が使われず、積立金とされているとの報告がありますが、有効利用として、この都市部の資金を活用していただいて、子供の体験学習の場として東白川村へお越しをいただき、活動されたいかがでしょうか。この件につきましての村の考えをお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

安江健二議員の御質問にお答えします。

市町村へ配分された森林環境譲与税が有効に使われず、基金として積み立てているのは決して都市部だけではありません。確かに都市部では森林が少ないため、森林整備としての使い道はなかなかないかと思えます。そのような自治体においては、学校や庁舎建設といった公共施設の木造化のために積み立てているところもあると思われます。また、森林が多い自治体においても使われていない実態が報道されていることもあります。このような自治体では、森林施業を担う担い手不足が大きな問題となっています。

しかし、各自治体では、様々な考えの下、有効に活用できるよう基金に積立てをしているものと思います。都市部の子供たちの体験学習の場として誘致をしたらとの御質問ですが、本村としては、受入れをして山林で遊んでもらうことや教育を行うことは可能と考えております。このことは、あ



くまでもこうした自治体で考えることであり、御相談やお問合せがあれば、親切丁寧にお答えをさせていただきます所存でございます。

今年度は、イベントを企画している関東圏の民間会社から、森林空間を活用した環境譲与税の用途を都市部の自治体へ提案させていただきたいので、東白川村の森林を利用できますかとのお問合せがありました。可能ですよと返事をしましたが、その後どのようなようになったかは定かではありません。今後も植栽体験や森林散策等のプログラムの提供、森林環境学習の実施など、普及啓発のコンテンツに対して有効に活用していただけたらと思います。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

簡単に言うと、林間学校みたいなものを開いていただく。そこで体験学習をしていただく。それにはやはりセールスをして、近隣の都市部へ出かけて、こういったことが東白川村はできますよ、いいところですよというポイントをしっかりと話をできていただく。それが自然と、言いましたように、交流人口につながっていくのではなかろうかということで、ぜひともこういったことを村としては進めていただきたいなということを思います。

それでは、第3の質問に入ります。

東白川村には、ヒノキ、杉など植林をして、時には親・子・孫の3代にわたり森林経営ができる木や山が広範囲にあります。しかし、一方で、カナギと言われる広葉樹で、伐採しても収益に結びつかない山もたくさん見受けられます。しかし、この山は保水性にとっても優れており、洪水の危険性を回避する重要な役目を担っております。

東白川村の民有林の総面積は7,372ヘクタールであり、そのうちで人工林が5,381ヘクタールで73%、天然林・その他が1,991ヘクタールを占め、その割合が27%となっています。最近においては線状降水帯という言葉がよく使われますが、この発生は恵那地方から下呂、そして飛騨にかけて時々起こり、我が東白川村もその雲の下に入っております。予測できない突発的な降雨に対して、樹木の茂った山は、水の力を抑えて下流への洪水の影響を緩和してくれます。

こういったカナギ山、雑木に対しては、将来的には森林環境譲与税を活用して固定資産の低減を図ったらいかがでしょうか。この件につきましての村の考えをお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

安江健二議員の御質問にお答えします。

森林環境譲与税を活用した用途として、森林整備、人材育成・確保、木材利用普及啓発があります。本村では、人材育成、担い手の確保が重要であるとの考えにより、林業活性化担い手育成事業に令和4年度は配分額の約64%に当たる2,034万円を活用しております。このほかに森林保育事業、

間伐材搬出事業、企業参加型森林整備推進事業、100年の森林づくり構想事業、自伐林家型地域森林整備事業、林地台帳整備事業、林道等維持修繕総合管理事業といった様々な事業に活用しております。

議員御提案の固定資産税の軽減に環境譲与税を活用したらいかかとの御質問については、法令では森林の整備に関する施策を森林の整備の促進に関する施策に充てることとなっております。規則文等を見る限り見当たりませんので、固定資産税へ補填することは難しいと考えております。また本村では、さきに申し上げた多くの事業に活用しておりますので、もし固定資産税へ補填できたとしても、議員御提案の事業に使う余裕がないのも事実でございます。本村の森林環境譲与税の活用については、これまでどおり人材育成やその確保、森林整備などの林業施策に有益な事業に活用していきたいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

将来的には、このまま進めば国会の議論も進んで、森林環境譲与税が中山間地域へも配分が増えてくるのではなかろうかということ予測しております。そういったことで、将来的にそういったことになれば、こういったこともまた可能になるのではなかろうかということ考えてほしいなということをおもいます。

東白川村には、東濃ヒノキと言われる木をはじめ、杉など建築材として用いられるものがたくさんあります。基本構想から7年ほど経た岐阜県の新県庁舎が完成し、多くの方々が毎日訪れてみえます。地元岐阜県産品のアピールで、外壁はタイル、内装にはヒノキや美濃和紙をはじめとするものが数多く使われております。また、360度見渡せる20階の清流ロビーには、白木で作った机や椅子があり、ゆったりとした空間になっております。

隣の中津川市加子母の加子母森林組合が、昨年度から国産間伐材を利用した学校机の天板製造を始めたようです。表面にPET樹脂材を貼り付けて、材質が軟らかい杉やヒノキの弱みを補い、小さな節も個性に変えるということをおっしゃっております。また、関市では2015年から地元産材の天板で小・中学校机の更新を進めていて、樹脂板が割れるなどの報告はないとされております。

都市部における木の活用情報としては、こんな情報もあります。人口の多い都市ほど基金として積み立てることが多く、配分額が最も多かった横浜市は2年間で約4億4,000万円を受け取り、全額を基金として積み立てられております。しかし、これは新聞報道等によりますと、小・中学校建て替えの木材利用に充てる計画とされており、これは林業界にとっては明るい材料ではないでしょうか。その他、モニュメントの作製や木を使った造形物や置物など、いろんな手法があると思われまます。

それでは、第4の質問に入ります。

東白川村では、現在子供の少人数化に対して対応しつつ、教育の質の確保を図るために、小中一貫校の設置に関する検討委員会を設置し、検討が開始をされています。アンケート調査も進められ、設置場所や設置の時期、そして建築についての方法も慎重に検討をされています。

木は成長する過程で二酸化炭素を吸収し、木材として建築物や木製品に利用されれば、空気中への放出を防ぐことができると言われております。この建設についてはまだまだ検討が始まったばかりですが、木の活用については、伐採から乾燥させて使えるようにするには年月がかなりかかると言われております。そういったことから、校舎建築の建設に当たっては東白川村産の木材をたくさん使い、後世に誇れる東濃ヒノキの建築物として残していただきたいということを強く思います。

この件に関しましての村の考え方を伺います。

#### ○議長（桂川一喜君）

村長 今井俊郎君。

#### ○村長（今井俊郎君）

安江健二議員の質問にお答えをします。

校舎建物の建築について、東白川産の木材をたくさん使って後世に誇れる東濃ヒノキの建築物をという御質問でございます。

小中一貫校の検討については、昨年6月に長野県根羽村の根羽学園、10月には岐阜県白川村の白川郷学園へ先進地視察に出かけ、過疎地の小中一貫校とはどんな学校なのか、議員の皆さんにも視察をしていただきました。11月の教育文化講演会には、初代白川郷学園の校長先生、岐阜市教育長水川和彦先生に白川郷学園の学校運営についてのお話をさせていただきました。

検討委員会については、第1回を昨年10月28日に、第2回を今年1月23日に開催をいたしました。現在のところ、小中一貫校を設置するか否かについて、いまだ決定はしているわけではございませんので、そのことについて何もお答えすることはできません。

これからの予定ですが、3月には保育園、4月には小・中学校の保護者の皆さんへ小中一貫校の設置についての説明会を行います。その際にはアンケート調査も行い、小中一貫校、特に義務教育学校の設置についての御意見をお聞きしようと思っております。

今申し上げた進捗状況でございますので、校舎建築の木造・木質化などについてはいまだお答えできるような状況ではございませんが、小中一貫校を設置するとなった場合でも、今ある小学校か中学校を改築・改修して利用するのが適正な判断であると考えており、現在では校舎を新しく建築するような考えは持っておりません。

しかし、現在の中学校の新築のとき、小学校の大規模改修のとき、診療所や老健の建設のときも、構造物は鉄骨・鉄筋でございましたが、内装部分においては木材をできる限り使用してまいりました。御質問の小中一貫校整備においても、教育の現場においては木のぬくもりが感じられることは大変重要なことと認識しております。このような検討が必要になった際には、議員の皆さん方とも十分意見交換をし、計画に反映をしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまの村長の答弁ありがとうございました。

できるだけ反映したいというお答えを答弁いただきました。村には母樹林をはじめ、母樹林はそういうふうに言うんですけども、その他個人の山でも立派な山があり、また立派な木があります。こういったものをできればぜひとも活用していただきたいなということを強くお願いをするものがあります。

我々中山間地域に住む者にとって、森林資源はかけがえのない大切な財産であって、それを荒廃させることなく次世代へと引き継ぐことが重要な我々の使命であります。今後ともに森林環境譲与税を、森林資源を持つ市町村に適正な配分がされ、効果的に利用されることを望み、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（桂川一喜君）

5番 今井美道君。

〔5番 今井美道君 一般質問〕

○5番（今井美道君）

通告に従いまして、東白川村の茶業についてを一問一答方式にて質問させていただきます。

東白川村における主要な産品の白川茶は、昼夜の温度差が大きい高地特有の気候で主要な生産地の中では北限に位置し、県内有数の茶産地として、深みのある味と爽やかな色合い、懐かしさ漂う独特の風味が特徴の煎茶中心の生産を行ってきました。

しかし、国内消費量の減少や販売単価の下落、担い手の高齢化などの影響で、今後の茶業振興の維持への不安が高まっています。今後、村内の茶業を持続的なものとしていくためには、今以上に白川茶のブランド力を高めることで販売単価の向上を目指すとともに、多様化する需要を捉え、生産加工体制を構築するための産地構造改革が必要である。

以上のような逼迫した現状を打開すべく、村主導でOKB総研の御協力をいただき、令和元年6月から12月までに8回の茶産地構造改革審議会を開催いたしました。審議会では、協議委員と事務局を合わせ20人から30人の生産農家、加工者、茶商、販売所の女性店員など各分野の方々にお集まりいただき、毎回2時間以上の真剣に、また白熱した議論が行われ、その結果を県に提出すべく、東白川村茶産地構造改革計画書とともに答申として村長宛てに茶業振興会長よりお渡しをいたしました。

ここで、審議会中の資料を基に、東白川村におけるお茶の歴史を振り返ってみます。

大沢村蟠龍寺の住職が山城国宇治から茶の実を持ち帰り、里人に与えて茶の栽培を進めたのが始まりと言われている。1684年には、藩への御用茶を納めた記録があり、この地方屈指の茶産地であった。1949年頃、農協事業として茶園改良と優良品種「ヤブキタ」の導入が始まり、1960年の新農

村計画では、茶は稲作、養蚕、畜産と並ぶ本村の基幹作目として5年間に50ヘクタールの集団茶園造成や緑茶共同加工施設の建設などの事業が盛り込まれました。また、凍霜害など不測の事態には追肥の援助をいただいたり、2014年からは東白川村茶業経営安定化基金設立に当たり資金の一部を導入していただいたり、幾度となく生産農家のため東白川村行政の御協力をいただいております。しかしながら、この基金も2019年をもって終了し、農家の希望が薄らいだことも事実です。

現在、村内には平成9年創立の東白川製茶組合と昭和10年からある五加茶生産組合の茶生産農家、数社の個人工場やお茶をなりわいにした茶商さんなどが東白川の白川茶に努めてみえます。一昨年より、両組合は、この茶産地構造改革計画書の方向づけに従い、加工経費の軽減化を目的に、農家のために事業化されていた第三セクター、みのりの郷東白川株式会社を母体として、1工場化へとかじを切りました。この年、基金廃止等の補助的政策として、みのりの郷への4,000万の増資をしていただきました。また、五加茶工場の廃止に対する援助なども行っていただきました。

歴史の一部を述べさせていただきましたが、この先人たちによって守られてきたお茶の歴史は語り尽くせるものではありません。

それでは、質問に入ります。

初めに、村では令和5年度から12年度までの8年間で計画年度とする東白川村第六次総合計画を策定されました。この総合計画の中での茶産地構造改革計画の位置づけ、併せて現状把握、今後の課題、その対策をどのように記されているのかをお伺いいたします。

#### ○議長（桂川一喜君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

#### ○産業振興課長（伊藤秀人君）

今井美道議員の御質問にお答えします。

茶業関係については、第六次総合計画の第1、農業振興の中に記載をしております。総合計画の策定においては、村長と語る会や住民の皆様からのアンケート結果、議員の皆様からの御意見、お茶組合との協議を踏まえて計画に当たりましたが、計画内容については、多くの部分で茶産地構造改革計画に沿ったものとなっており、同計画は第六次総合計画においても重要な計画として捉えております。

以降、第六次総合計画の内容を基に、議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず現状把握ですが、現在の茶業においては、長引く茶販売価格の低迷や加工費の高騰等の影響により組合数の減少が進んでおります。そうした中で、令和元年度に策定された茶産地構造改革計画に基づき、第1ステップとしての工場の一本化に取り組みました。令和2年度の二番茶より、荒茶加工の1工場化を実施、生産効率の向上においては一定の成果を得ることができたと考えております。

次に、現状把握を踏まえた今後の課題について御説明をさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、茶工場の本一化により、生産効率の向上、荒茶加工費の圧縮については一定の成果が出ておりますが、一方で、茶農家の高齢化や組合員の脱退による茶農家数の減少、

またこの数年は度重なる凍霜害に見舞われており、こうした複数の原因が重なり、生葉の出荷量が減少してきています。したがって、安定的な収量を確保するための施策の展開が課題として上げられます。

ほかには、村内の茶工場を合併し1工場化としましたが、東白川製茶工場の機械や制御盤が経年劣化により稼働の限界に来ておりますので、更新が必要であること。また、これまで申し上げたような複数の要因により、今後も生葉生産量の低下が続くのであれば、その現状に見合った加工施設への転換や規模の見直しが必要になることも考えられます。

最後に、その対策ですが、これについても茶産地構造改革計画を基本に進めていくこととしております。ステップ1の茶工場の統合は、現時点で既に実現しています。これからの取組としては、次のステップ2であるさらなる生産・加工体制の集約化、具体的には東白川製茶組合と五加茶生産組合の機能をみのりの郷へ統合させていくという方向性にに基づき、引き続き協議と手続を進めることとなります。それぞれの組合の特徴や強み・弱みを踏まえた上で、両組合とみのりの郷東白川が主体となり継続協議をし、本村の茶業全体の枠組みで取り組みます。また、茶工場の機械更新の計画を立て、中長期的には受入れ収量に見合った機械規模の整備を検討します。

以上の内容で記載をさせていただきました。以上です。

〔5番議員挙手〕

**○議長（桂川一喜君）**

5番 今井美道君。

**○5番（今井美道君）**

第六次総合計画における茶業について、村のほうもしっかりと取り上げていただき、また多くの茶業関係者が1年かけてまとめてきました茶産地構造改革計画に沿ったような形で計画をいただいたことを評価させていただきます。

今の答弁の中で1点お伺いをしたいと思います。

現状把握の回答の中で、1工場化で一定の成果が得ることができたとのことでしたが、判断材料、これについての根拠をお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（桂川一喜君）**

産業振興課長 伊藤秀人君。

**○産業振興課長（伊藤秀人君）**

判断材料につきましては、平成30年の加工経費のシミュレーションを行っております。まず東白川製茶組合は157円、五加茶生産組合は159円でした。これを基に工場集約で効率化が進んだ場合、122円という計画を見込んでおります。

その結果ですが、令和3年につきましては1キロ当たり118円、令和4年度は凍霜害の影響や燃料費の高騰などがありました。それを受けまして、127円という金額となりました。おおよそシミュレーションどおりの加工賃となって、約30円ほど経費の削減ができたかなあと考えております。以上です。

○議長（桂川一喜君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございました。

加工経費ということで軽減ができたということです。私の去年の生葉の買取り料というのが89円でした。生産農家の販売額というのには、如実にそこに実感を受けるということは、いろんな要因があるとは思いますが、実感するには至っていないような感じがいたします。しかし、今話を聞いて、1工場化されていなかったということでしたら、これ以上の収入減になったかなあというふうには感じてはおります。

今後の課題の部分については、両組合、茶関係者、行政、同じように危機感を持っていただいているというような答弁をお伺いしましたし、対策については、今後も同じベクトルで生産農家の気持ちになって検討いただければありがたいかなというふうに考えます。

それでは、次の質問に移ります。

令和5年度予算における茶業への予算計画をお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

今井美道議員の御質問にお答えします。

この後、令和5年度予算案を上程させていただき、御説明申し上げますが、令和5年度の茶業振興対策予算は次のとおり計上しております。

まず1つ目に、茶品質向上対策補助金154万円、これは茶業振興会の品評会の謝金等、通常の運営費補助で、事業費の3分の2の補助です。

2つ目に、茶樹改植事業補助金20万円、これにつきましては今現在要望を伺っておりませんが、茶の苗、抜根、埋立て用の補助で頭出しです。

3つ目に、防霜施設整備補助金10万円、これにつきましても要望はありませんが、近年の天候不良による落雷により、配電盤が破損した場合の更新補助で頭出しです。

4つ目に、茶販売拡大支援事業補助金150万円、これは営業や備品購入などの販売拡大支援や茶産地構造改革計画の推進補助でございます。

最後に、茶業経営改善支援補助金500万円、これは令和5年度の新規事業で、議会全員協議会でも御説明させていただきました東白川製茶組合の経営改革の条件として、荒茶加工賃に対する補助として1キロ当たり50円を補助するものでございます。

全体で、前年度と比べ149万円増の834万円を予算計上しております。対前年度比121.7%でございます。

このほかに、肥料価格高騰対策支援金142万5,000円があります。これにつきましては、お茶以外

の作物も対象ですが、国の事業で肥料価格高騰分の7割が補助され、その残り3割分を村単独で補助する上乗せ補助金でございます。

以上が茶業関連の令和5年度予算案でございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございました。

5年度予算の計画においても、ブランド化を今以上に向上化させるための営業的な経費、生産者が品質を高めていく、こういった努力への経費を今まで同様に上程予定をいただいていることに感謝をいたします。

令和4年度の本年度の事業として、当初予算にはなかった特筆すべき事業を行っていただきました。1つは、一昨年同様、コロナ対策関連予算を利用した新茶券事業です。この事業は、茶業に関わる皆さんもですが、お茶の村としての村民の皆さんから高い評価の声が届いております。また、近日募集が締め切られましたけれども、東白川村農業持続化支援金の事業です。これは資材・燃料費の高騰、販売価格の下落、担い手不足など、こういったことで水稻農家と茶農家の方に10アール当たり1万円という、来年度以降も、5年度以降もしっかり農業やっていくよと、生産するよという方に対しての支援金の事業でございました。これはお茶、お米の農家が意欲を高めるといふ、希望が見えるというような事業というふうな感じをしております。

この事業、行政側で把握されてみえる田畑の数量なんかの現状と作付けの見込みとか、こういったものを照らし合わせた上で、申請者の申込み状況というのが現時点で分かっていたら教えていただきたいと思っております。

○議長（桂川一喜君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

農業持続化支援金の状況ですけど、まず水稻の場合は、水稻生産実施計画総括申込書というのがありまして、それを基に予算を計上しております。面積は7,074アール、執行金額としましては615万1,000円でございます。執行率は87%でございました。

お茶につきましては、各組合の把握している経営面積と、あと組合の非加入者の方の経営面積を予算化しました。面積としましては2,926アール、これが予算の規模になっております。執行金額でございますけど、326万2,400円ということで、実際予算よりは大きく、執行率が111.5%ということで大きな予算、大きな実績となりましたけど、これにつきましても、こちらで把握できていない仮払いをされている方がかなりの人数が見えたということで、この金額となっております。

このほかにも、令和4年度は出口戦略に重点を置きました白川茶販路開拓支援事業補助金というものを計上させていただき、これにつきましては1,600万円が予算化をされ、全額事業の実施をし



ております。新しい販路獲得の支援策を講じるものでございました。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございました。

お茶、稲作というか田んぼ、多くの方の申込みがあったということで、肥料代の高騰であるとか、燃料代の高騰、気象条件などによる作付けへの不安解消、こういったことの一助になって、今年しっかり作っていくぞということになったことのあかしかと思えます。

5年度の国・県の予算状況、東白川村の予算の状況にもよりますけれども、5年度以降、この2つの事業に対する見込み、あるいはお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（桂川一喜君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

国のコロナ関連の臨時交付金というものを昨年度は有効に活用してまいりました。来年度につきましては、国の交付金があるかどうかは現時点では情報が入っておりません。したがって、令和5年度予算は計上しておりませんが、また交付金があれば前向きに検討し、事業化をしたいと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

御答弁いただきました。

昨年度まではコロナ関連ということで、多様な事業に使える予算というようなことによって、村民はいろいろな恩恵を受けてまいりました。また、お茶に関しても、こういった恩恵を受けてまいりました。また、その他の国の予算、こういったことを注意深く注視していただいて、財源が許すという状況になりましたら、今後も御協議いただきますことを付け加えて、次の質問に移ります。

総括的になりますが、東白川村における白川茶について、今後の期待と展望をお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ただいまの御質問については、私のほうからお答えさせていただきます。

茶産地構造改革計画の中では、東白川村茶業の理念が次のように示されております。

白川茶発祥の地としての歴史、茶畑のある景観、祖先から引き継がれる茶業の文化は、東白川村にしかない財産である。この財産を絶やしてはならない。たとえ少量であっても、価値あるお茶を

提供し続け、各地の消費者とのつながりを大切にしていく。この小さな積み重ねこそが、先人から将来を担う子供たちへ引き継がなければならない私たち世代の責任である。このようにうたっております。

そして、この理念を実現、継続させるためには、産業として持続可能であることが重要であり、計画の中でも、私たちが目指す姿は、景観維持のための茶畑の維持ではなく、あくまでも茶業が営まれる生産性の高い茶畑として残していくことであるとうたわれております。

茶業を産業として継続させていくための我々の施策の方向性は、担い手の集約化・組織化であります。現在は、各茶生産組合が中心となってその役割を果たしていますが、茶産地構造改革計画では、今後のさらなる集約化の担い手として、第三セクターであるみのりの郷東白川（株）と有限会社新世紀工房を位置づけています。

白川茶の生産の核となるみのりの郷、白川茶の販売・流通の出口の核となる新世紀工房、この2つの第三セクターが一体感を持った茶の担い手となって茶業施策を展開していくことが、これからの東白川村の茶業の大きな方向性となります。ただし、実際に茶畑を守っていただいているのは各生産農家であり、生産農家がなければ、どれだけ集約化を進めても茶業の継続はなし得ません。これまで組合や生産者との話し合いを通じて、茶業、茶生産農家を取り巻く現状は様々な問題を抱えていることが分かってきました。それぞれの課題を迅速に検討し、対応可能なことから一つずつ解決していくことが重要な取組であると考えます。

これまで申し上げた茶業施策の方向性は、茶産地構造改革計画にのっとりたものであり、今後も基本的にはこの計画に基づいた施策展開を図ることとなっております。しかしながら、現時点では既にこの計画だけでは乗り越えられない部分も見えてきております。したがって、今後の展開においては、茶産地構造改革計画を基本としながらも、その他の可能性、あらゆる選択肢を排除せず、関係者の皆様と協議を重ねながら東白川村の茶業を考えていきたいと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

御丁寧な答弁いただきました。

まず、村長の今の答弁の冒頭にあった茶業に関する理念という文言、これについては、多分検討会に参加されてみえた方以外なかなか読まれたこと、あっても読まれたことも目を通されたこともなかなかないかなというふうに思います。これを村長のほうから今答弁いただいたということは、全くありがたかったかなというふうに感じております。多くの人数が8回の会議を重ねて最後にまとめていったものです。これに沿って、またいろいろな今後をやっていきたいなということもみんなでも相談してまいりました。なかなかこのコロナ禍でその会議の続きというものができませんでしたが、これを基に、また東白川村の茶業にまだまだ期待したいと。そのために、行政としてもできるだけの支援をしていっていただくというような答弁だったかなというふうに聞かせていた

できました。

令和元年、茶産地構造改革計画、これを策定された時点で、既に茶業への危機感が高くなってきていました。その後コロナ禍になり、また昨今のウクライナ情勢等による燃料費・肥料などの高騰が茶業に与える影響が加速的に進んでいます。今後の希望が薄れている生産農家には待ったなしの状況でございます。3年間、多くの人が集まり車座で知恵を出し合うというような機会がなかなか持てなかった。しかし、そんな時期も終わりを告げようかなというふうに感じておりますので、何とか東白川村の茶業が持続的な産業であるために、全ての関係者の英知をもって好転することを期待しております。

時間の都合で、ちょっと先ほど質問を飛ばしてきましたので、ちょっとここで申し添えだけしたいと思います。

ここに、農林水産省の予算書の中からお茶だけのものを抜粋したという資料がございます。令和4年度でも補正で30件以上、令和5年度予算でも、茶業に使えるものが39の事業が記されております。何とか今後の対策が立てられるように、こういったものをできるだけ今以上に目を通していただいて、何とかこれに使えるやろうか、これに使えるやろうか、これには保険を掛けてみてはどうやとか、肥料代の積立て、燃料費の高騰に対する積立てはどうであるとか、いろいろなものがあるので、今年度無理でも来年につながるように、こういった資料をまた後ほどお渡しいたしますので、調査・研究を続けていっていただきたいかなというふうにお願いを申し添えまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（桂川一喜君）**

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時50分を予定しております。

午前10時43分 休憩

---

午前10時50分 再開

**○議長（桂川一喜君）**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

**◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（桂川一喜君）**

日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第9号）及び専第2号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）の2件を専決処分関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

## ○総務課長（今井明德君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和5年3月9日提出、東白川村長。

記1. 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第9号）（別紙）。2. 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）（別紙）。

次のページを御覧ください。

専第1号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第9号）。令和4年度東白川村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,231万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和5年2月20日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただき、7ページを御覧いただきたいと思っております。

### 2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は69万1,000円の追加でございます。普通交付税を追加して収支のバランスを取るものです。

次のページをお願いいたします。

### 3. 歳出。

4款1項5目環境対策費、補正額は69万1,000円でございます。環境総務費で、簡易水道特別会計繰出金として運営費分を追加するものでございます。

一般会計は以上でございます。

## ○議長（桂川一喜君）

建設環境課長 安江透雄君。

## ○建設環境課長（安江透雄君）

専第2号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）。令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,275万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和5年2月20日提出、東白川村

長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額69万1,000円の追加。説明欄を御覧ください。一般会計の繰入金、運営費分です。

次のページをお願いします。

歳出。

3款1項1目施設維持管理費、補正額69万1,000円の追加。説明欄を御覧ください。施設維持管理費の工事請負費で、氏神橋の水管の仮設工事です。凍結が原因と思われるが、漏水により緊急で仮設工事を行いました。接続は3月1日に完了いたしております。以上です。

#### ○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから専第1号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第9号）及び専第2号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）の2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第1号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第9号）及び専第2号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）の2件については、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（桂川一喜君）

日程第7、議案第5号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

#### ○総務課長（今井明德君）

議案第5号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について。東白川村公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、東白川村長。

記、施設の名称につきましては、宮代オートキャンプ場でございます。指定管理者は、NPO法人青空見聞塾で、所在地は東白川村五加1349番地でございます。指定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

この宮代オートキャンプ場、議会でも以前視察をさせていただいた経緯がございます。その折に、整備が整っていないということで、このオートキャンプ場にお客様をお迎えできるような現在状況になっているのか、しっかりと調査をされて上程をされたのか、お伺いをいたします。

○議長（桂川一喜君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

宮代オートキャンプ場につきましては、昨年度も監査がされまして、私どもも見ておりますけど、しっかり管理をされておって、場内とかは全てきれいな状態でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

この付近で一昨年、崩壊、土砂災害もございましたので、お客様たちに安心・安全に使っていただけるような施設であることを期待をしております。

○議長（桂川一喜君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

承知いたしました。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 東白川村公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（桂川一喜君）

日程第8、議案第6号 可茂消防事務組合理約の変更に関する協議についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

#### ○総務課長（今井明德君）

議案第6号 可茂消防事務組合理約の変更に関する協議について。地方自治法第286条第1項の規定により、可茂消防事務組合理約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、東白川村長。

記、可茂消防事務組合理約の一部を変更する規約。

可茂消防事務組合理約の一部を次のように変更する。

別冊の新旧対照表について、1ページを御覧いただきたいと思います。

可茂消防の規約を変更することにつきましては、構成市町村議会での議決が必要なため、今回提出させていただくものでございます。

内容につきましては、2月の全員協議会のほうで御説明申し上げたとおりでございます。

まず、（事務所の位置）第4条につきましては、地番の表記から主に使用しています住居表示に改正するものでございます。

（議会の議員の定数等）第5条第2項につきましては、文言を整理しまして、第1号で組合議員である関係市町村長に事故があった場合に、当該議員の職務代理者等を組合の議員とする項目を追加するものでございます。

第2号につきましては、組合議員であります関係市町村の議会の「代表者」を関係市町村の議会の「議長」と改め、当該議長に事故があった場合には、副議長を組合の議員とする項目を追加するものでございます。

（選任及び任期）第8条第2項につきましては、2ページを御覧いただきまして、文言の整理で

ございます。

(職員)第10条につきましては、第7条に定める管理者1人、副管理者2人、会計管理者1人という者を除くほか、職員を置くことを第1項で規定しまして、消防組織法第15条に基づく職員の任命につきまして、第2項に規定を改正するものでございます。

(監査委員)第11条、(経費)第12条につきましては、文言の整理でございます。

本文にお戻りいただきまして、次のページを御覧いただきたいと思っております。

附則、この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。以上でございます。

#### ○議長(桂川一喜君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 可茂消防事務組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 可茂消防事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号について(提案説明・質疑・討論・採決)

#### ○議長(桂川一喜君)

日程第9、議案第7号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

#### ○総務課長(今井明德君)

議案第7号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更について。東白川村過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、東白川村長。

次のページを御覧いただきたいと思っております。



過疎地域持続的発展市町村計画（変更）でございます。

区分につきましては、3の産業の振興の区分でございます。

変更箇所を申し上げます。

事業名の(8)の観光又はレクリエーションという区分につきまして、事業内容は、つちのご資料館改築工事を事業主体、東白川村として、計画の19ページの第4行目に追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

区分5の交通施設の整備、交通手段の確保のところにつきましては、変更箇所でございます。

事業名(1)の市町村道道路ということで、事業内容につきましては、その他村道路路面修繕で平1号線、Ｌイコール36メートル、事業主体、東白川村を24ページの表15行に追加します。

次の段でございます。

同じく平1号線及び黒川東白川線、Ｌイコール52メートル、Ｌイコール60メートルを事業主体、東白川村で、25ページの表1行目に追加するものです。

続いて、その下の岩野線につきましては、Ｌイコール44.6メートル、事業主体、東白川村で、25ページの表の2行目に追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらも同じでございます。前山線のＬイコール267メートルを事業主体、東白川村で、25ページの表の3行目に追加するものです。

次につきましては、その他待避所の設置ということで、栃山地内の待避所の設置ということで、Ｌイコール131.2メートル、事業主体、東白川村で、25ページの表4行目に追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらの事業名は、(2)の農道になります。事業内容は、村単農道舗装で黒淵農道、Ｌイコール827メートルを事業主体、東白川村で、26ページの表の6行目に追加するものでございます。

それぞれの追加でございます。変更箇所は以上でございます。

#### ○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（桂川一喜君）

日程第10、議案第8号 東白川村第六次総合計画の策定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

##### ○会計管理者（今井英樹君）

議案第8号 東白川村第六次総合計画の策定について。東白川村第六次総合計画を別冊のとおり策定することについて、東白川村議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、東白川村長。

第六次総合計画につきましては、基本構想の計画期間を令和5年度から令和12年度とし、第1章から第3章までの構成となっております。

第1章では、村の将来像を「いきいきと働くひとがいる 子どもたちの笑い声が響き 美しい自然と受け継がれた歴史の中に 豊かな村民の暮らしがある そして東白川村は次の未来へ！」と定めております。第2章は、政策大綱を定めとして、政策の体系を定めています。第3章では、基本構想、基本計画、実施計画の管理を定めています。

以上が基本構想の内容ですが、詳細については、先日の全員協議会等で説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

なお、基本構想に基づき、政策課題ごとの基本計画の前期4年分を掲載しておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

##### ○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 東白川村第六次総合計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号 東白川村第六次総合計画の策定については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第9号及び議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（桂川一喜君）

日程第11、議案第9号 東白川村個人情報保護法施行条例について及び日程第12、議案第10号 東白川村個人情報保護審査会条例についての2件を関連につき一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

#### ○総務課長（今井明德君）

議案第9号 東白川村個人情報保護法施行条例について。東白川村個人情報保護法施行条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。

次のページを御覧いただきたいと思えます。

東白川村個人情報保護法施行条例。

まず、（趣旨）でございますが、第1条では、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、必要事項を定めることとしております。

（定義）第2条では、用語についての規定で、第2項におきまして、実施機関を村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会とするものでございます。

（個人情報取扱事務の登録）第3条は、個人情報取扱事務登録簿に登録する者を第1号から第8号まで規定します。第1号では個人情報取扱事務の名称、第2号では事務を所管する組織の名称、第3号では事務の目的及び概要、第4号では事務の対象者の範囲、第5号では個人情報の記録項目、第6号では収集先、第7号ではその配慮情報があった場合の対応、第8号は規則で定めることの事項でございます。

第2項のほうでは事務を廃止した場合の登録抹消規定、第3項では緊急でやむを得ない場合に事務を開始できる規定、次のページをお願いいたします。第4項では登録事項を審査会に報告する規定、第5項では登録内容を閲覧に供する規定を設けるものでございます。

（手数料等）第4条では、開示請求の手数料は無料とし、第2項におきまして文書の写しの交付を受ける場合には、コピー代を負担する規定を設けるものでございます。

（審査会への諮問）第5条では審査会の諮問事項を、第1号で本条例の改正や廃止、第2号で法に基づき講じる安全措置の基準整備で、第3号で運用上の細則を定める場合を規定します。

第6条は、規則への委任規定でございます。

附則（施行期日）、右側のページを御覧ください。

第1条、この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行するというので、この法律の施行の日から2年を超えない範囲において、それぞれの規定につきまして、政令で定める日から施行する形になります。

（東白川村個人情報保護条例の廃止）第2条では、本条例の施行に伴い、従前の東白川村個人情報保護条例を廃止するものでございます。

（経過措置）第3条は、経過措置としまして、本条例施行後も旧条例において、第1号では実施機関の職員、第2号では委託を受けて取扱いに従事した者に対して守秘義務を課します。

第2項は、登録された取扱事務、第3項では開示請求における対応、次のページをお願いします。第4項では審査会の諮問など、第5項では旧審査会委員の守秘義務について、条例施行後も従前の例として継続する規定を設けるものでございます。

個人情報保護施行条例については以上でございます。

続いて、議案第10号 東白川村個人情報保護審査会条例について。東白川村個人情報保護審査会条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。

次のページを御覧いただきたいと思います。

東白川村個人情報保護審査会条例。

（設置）第1条では、法に基づき、東白川村個人情報保護審査会を設置する規定でございます。

（所掌事務）第2条では、審査会が所掌する事務につきまして、第1号では法に基づく審査請求に関する審査会の諮問事項について、第2号では村の条例に基づく諮問があった場合、第3号及び第4号は議会から諮問を受けた場合などの事務について所掌する規定でございます。

第2項では諮問への答申は60日以内に行う規定、第3項では実施機関への意見を述べることができる規定を整理いたします。

（組織）第3条では、委員の人数を5人以内とします。

（委員）第4条では、第1項では識見を有する方を村長が委嘱すること。次のページをお願いいたします。第2項では任期を2年とし、補欠委員の任期を残任期間とすること、また再任を妨げない規定を整備するとともに、第3項におきまして守秘義務を委員退任後も課す規定を設けるものでございます。

（意見の聴取等）第5条では、審査に必要な場合、請求人や職員からの意見聴取や資料提出を求める規定を設けます。

（その他）第6条は、条例以外の定めや審査会の組織及び運営については審査会に諮って定めることを規定するものでございます。

附則（施行期日）第1項につきましては、この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）第2項におきましては、廃止前の東白川村個人情報保護条例において審査会委員で

あった方を引き続き委員とすることができる規定を設けます。

第3項では、条例施行前でも審査会委員を委嘱できることとする規定を設けるものでございます。以上でございます。

**○議長（桂川一喜君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 東白川村個人情報保護法施行条例について及び議案第10号 東白川村個人情報保護審査会条例についての2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号 東白川村個人情報保護法施行条例について及び議案第10号 東白川村個人情報保護審査会条例についての2件は、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（桂川一喜君）**

日程第13、議案第11号 東白川村情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

**○総務課長（今井明德君）**

議案第11号 東白川村情報公開条例の一部を改正する条例について。東白川村情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村情報公開条例の一部を改正する条例。

東白川村情報公開条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表については、4ページを御覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、第2条の第1号につきまして、旧のほうでは括弧書きで診療所の記載がありますが、国保診療所の設置者は村長であるため、この括弧内のことが不要でございますの

で、この部分を削除するものでございます。削って文言を整理する改正でございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

**○議長（桂川一喜君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 東白川村情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第11号 東白川村情報公開条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（桂川一喜君）**

日程第14、議案第12号 東白川村職員の高齢者部分休業に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

**○総務課長（今井明德君）**

議案第12号 東白川村職員の高齢者部分休業に関する条例について。東白川村職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。

次のページを御覧いただきたいと思います。

東白川村職員の高齢者部分休業に関する条例。

（趣旨）第1条では、地方公務員法に規定します高齢者部分休業につきまして、本村の職員も取得できるように規定を整備するものでございます。こちらのほうは、県のほうからも指導を受けて整備させていただくものでございます。高齢者部分休業につきましては、公務員の働き方改革の一環で、勤務に支障のない範囲で休業しまして、その時間を地域のボランティアなどに充てるもので、休業時間の給与は減額されるものでございます。

(高齢者部分休業) 第2条では、週の通常勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分を単位に取得できる規定と、第2項において、55歳から取得できるように規定を整備します。

(高齢者部分休業取得中の給与) 第3条では、承認を受けて勤務しない場合の給与の減額支給について規定するものでございます。

(承認の取消し又は休業時間の短縮) 第4条では、部分休業した職員の業務を処理し切れなくなった場合に、村長が承認を取り消したり、休業時間を短縮することができる規定を設けるものでございます。

(休業時間の延長) 第5条では、公務に支障がない場合に休業の延長承認ができる規定を設けるものでございます。

附則、次のページを御覧いただきたいと思います。この条例は、令和5年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長(桂川一喜君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 東白川村職員の高齢者部分休業に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第12号 東白川村職員の高齢者部分休業に関する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時20分 休憩

午前11時22分 再開

○議長(桂川一喜君)

では、休憩前に引き続いて議事を再開したいと思います。

◎議案第13号から議案第19号までについて(提案説明・質疑・討論・採決)

## ○議長（桂川一喜君）

日程第15、議案第13号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から日程第21、議案第19号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を補正関連により一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

## ○総務課長（今井明德君）

議案第13号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第10号）。令和4年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,324万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。令和5年3月9日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正を省略させていただき、6ページを御覧いただきたいと思います。

第2表 繰越明許費。

4款1項、事業名は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、金額は10万4,000円です。

6款1項、農地総務費（基金活用農用地等修繕工事）、金額は650万円でございます。

8款1項、地籍調査事業（負担金対象）で、998万7,000円の金額でございます。

2項、交通安全対策（通学路緊急対策）事業で、木屋下線道路改良2期工事でございます。金額は3,400万円でございます。

続いて、道路橋梁維持事業（村道維持修繕工事（栃山地内））で、金額は934万5,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正。

追加でございます。

リソグラフ印刷機に係るリース契約は、期間が令和4年度から令和9年度までで、限度額は499万円でございます。

AEDにつきましては、防災センターから、その次のAED（道の駅）につきましては、内容は



同じでございます。期間が令和4年度から令和12年度まで、限度額は44万4,000円でございます。

AED（小学校）からAED（保育園）、この3つにつきましては同じでございます。期間が令和4年度から令和12年度まで、限度額は47万5,000円でございます。

第3表は以上でございます。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債、地方債補正。

変更でございます。変更点だけ御説明いたします。

起債の目的の公共事業等で、変更前限度額4,660万円を変更後限度額の4,210万円に450万円引き下げます。

過疎対策事業につきましては、限度額8,900万円のものを限度額9,650万円に750万円追加するものでございます。

過疎対策事業（ソフト）の分につきましては、限度額3,730万円を変更後の3,710万円に20万円引き下げるものでございます。

臨時財政対策事業につきましては、5,000万円の限度額を1,390万円に3,610万円引き下げるものでございます。

10ページからの事項別明細書を省略させていただき、12ページから説明させていただきます。

## 2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は5,145万9,000円の追加でございます。普通交付税につきまして、内示額を予算計上するものでございます。

11款1項9目消防費分担金につきましては、補正額80万円の減額でございます。ライフライン保全事業の分担金で、事業完了に中電からの分担金を減額するものでございます。

2項3目民生費負担金につきましては1万3,000円の減額でございます。認可保育所措置児童保育料の決算見込みによる減額でございます。

12款1項3目民生費使用料につきましては1万4,000円の追加でございます。五加交流サロン使用料の追加でございます。

8目土木費使用料につきましては23万7,000円の減額でございます。村営住宅使用料で18万1,000円の減、共益費で4万8,000円の減、定住促進住宅使用料8,000円の減で、決算見込みによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項4目衛生費手数料につきましては63万円の減額でございます。可燃ごみ袋代で63万4,000円の減、処理困難物収集手数料が4,000円の追加で、決算見込みによるものでございます。

13款1項3目民生費国庫負担金につきましては152万7,000円の減額でございます。1節の介護保険低所得者保険料軽減負担金につきましては4万円の減、5節で児童手当交付金につきましては148万7,000円の減でございます。額の確定によるものでございます。

2項4目衛生費国庫補助金につきましては30万9,000円の減額でございます。浄化槽設置補助金

の減額でございます。

8目土木費国庫補助金につきましては23万円の減額でございます。木造住宅耐震補強工事国庫補助金の利用がなかったために減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項2目総務費国庫委託金につきましては2万円の追加でございます。自衛官募集事務委託金の追加によるものでございます。

14款1項3目民生費県負担金につきましては43万3,000円の減額でございます。1節のほうでは、国民健康保険基盤安定制度負担金が84万9,000円の追加、後期高齢者医療基盤安定制度負担金のほうが97万7,000円の減額、介護保険低所得者保険料軽減負担金につきましては2万円の減額でございます。5節の児童手当負担金につきましては28万5,000円の減額でございます。

5目の県移譲事務交付金につきましては10万6,000円の追加でございます。県の輸出関係の調査移譲事務交付金につきましては1,000円の減、有害鳥獣駆除の移譲事務交付金が1,000円の減、煙火消費の許可等の移譲事務交付金が9万1,000円の追加、保安林内の立木の間伐届出等の移譲事務交付金が1,000円の減、高圧ガス保安法に基づく製造の許可等移譲事務交付金で1万5,000円の追加、液化石油ガス販売業者の登録等移譲事務交付金が3,000円の追加ということで、額の確定によるものでございます。

2項3目民生費県補助金のほうは2万8,000円の追加でございます。季節児童クラブ事業費補助金の追加でございます。

4目衛生費県補助金のほうは31万2,000円の減額でございます。浄化槽設置補助金で31万2,000円の減額でございます。

6目農林水産業費県補助金につきましては766万6,000円の減額でございます。1節の農業費補助金のほうでは、農業委員会交付金で5万8,000円の追加、中山間地域等直接支払交付補助金が15万5,000円の追加ということで、こちらは面積の増によるものでございます。元気な産地改革支援補助金につきましては128万8,000円の減額、経営所得安定対策推進事業補助金が4,000円の減、農地利用最適化交付金につきましては7万7,000円の追加、農業委員会費補助金につきましては1万7,000円の追加でございます。2節のほうでは、県単林道事業補助金で680万8,000円の減額、岐阜県地域森林監理士活用事業補助金については12万7,000円の追加でございます。

8目土木費県補助金につきましては30万円の減額で、木造住宅の耐震補強工事の県補助金でございます。

9目の消防費県補助金につきましては40万円の減額ということで、ライフライン保全事業の補助金でございます。

10目教育費県補助金につきましては1万2,000円の減額ということで、放課後子ども教室推進事業補助金でございます。いずれも事業の完了や額の確定によるものでございます。

3項2目総務費県委託金につきましては1万円の減額でございます。県の輸出関係統計調査委託金で1,000円の減、住宅・土地統計調査委託金で5,000円の減、経済センサス委託金が4,000円の減

で、額の確定によるものでございます。

15款1項1目財産貸付収入につきましては60万3,000円の減でございます。建物貸付料で、こちらは(株)東白川への建物貸付けにつきましては、年度当初に減額して変更しておりましたが、引下げを行っておりましたので、今回減額して充当するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目利子及び配当金、補正額は7万4,000円の追加でございます。財政調整基金の利子につきましては7万9,000円の追加、土地開発基金、減債基金の利子につきましてはそれぞれ1,000円の追加でございます。地域福祉基金利子につきましては3万2,000円の減額、社会福祉施設整備基金利子につきましては1,000円の追加、中学校整備基金利子が1,000円の追加、株の配当金で1万7,000円の追加、ふるさと思いやり基金利子から一番最後の森林環境譲与税の基金の利子につきましては、それぞれ1,000円を追加するものでございます。

続いて、2項1目生産物売払収入につきましては、補正額21万7,000円の減額でございます。村有林生産材の売払収入で、事業完了によるものでございます。

16款1項2目指定寄附金でございます。補正額は873万4,000円の追加でございます。ふるさと思いやり基金指定寄附金で、11月から1月分で864万4,000円の追加、3節で、社会福祉施設整備指定寄附金で3人の方から9万円いただいたものでございます。

17款1項14目豊かな森づくり基金繰入金につきましては30万1,000円の追加でございます。

18目の森林環境譲与税基金繰入金につきましては163万4,000円の追加でございます。事業に充当するために繰り入れるものでございます。

18款1項1目繰越金につきましては2,293万1,000円の減額でございます。前年度繰越金を減額しまして収支のバランスを取るものでございます。

19款2項1目村預金利子につきましては1,000円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

4項4目雑入につきましては829万4,000円の追加でございます。福祉医療費の過年度分戻入金につきましては、精算によりまして47万7,000円の追加でございます。収入印紙等売りさばき手数料は1万6,000円の追加、市町村振興協会交付金でサマージャンボにつきましては271万6,000円の追加、確定によるものでございます。保育所広域入所受託料につきましては30万5,000円の減額、電線支障木用材林代につきましては214万6,000円で、久須見での村有林の分でございます。市町村振興協会交付金のハロウィンジャンボ分につきましては314万1,000円の追加でございます。全国町村会災害対策費用保険料につきましては53万1,000円の減ということで、この保険が適用するような大きな災害と申しますか、役場の職員が出るような警報等がなかったということで補助金が出ないので、今回減額するものでございます。フォレンタ新巣キャンプエリア賃貸料で37万6,000円の追加でございます。聞き書き甲子園地域成果発表会補助金で7万1,000円の減額で、こちらは実行委員会からのものでございます。「日本で最も美しい村」連合ブロック活動活性化金ということで2万円の追加、ふるさと納税還元用在庫米販売代で6万円の追加、市町村振興協会補助金で宝くじの

インターネットの販売で3万円の追加、保育実習受託料で1万円の追加、冬季節電プログラム参加特典20万円というのがありますが、これは中電からいただいたもので、国から中電のほうに補助が出されまして、ビジエネというものに登録して、そのときに特典がもらえるというもので、今回20万円いただくことができました。会計年度任用職員公務災害補償保険につきましては9,000円の追加ということで、これは職員が1人、蜂に刺されて病院を受診しましたので、その分の保険料をいただくものでございます。

20款1項3目民生債につきましては140万円の減額でございます。過疎債で高齢者等外出支援車両の更新事業が完了したことによるものでございます。

6目の農林水産業債につきましては370万円の減額でございます。過疎債のほうで、農地流動化奨励事業で20万円の減、県単林道事業で420万円の減、茶の里野菜村の室内灯LED化工事では70万円の追加をお願いするものでございます。

7目商工債につきましては350万円の追加ということで、つちのこ資料館の改築工事に充てるものでございます。

次のページ、8目の土木債につきましては460万円の追加でございます。過疎債のほうでは910万円ということで、村道の外山下線他2路線舗装修繕工事で180万円、村道維持修繕工事の平1号線で110万円、平1号線及び黒川東白川線で340万円、そして村道岩野線舗装修繕工事ということで280万円、それぞれ充当するものでございます。

変わりまして、4節の公共事業等債につきましては450万円の減ということで、こちらは県の事業の減によるものでございます。

13目臨時財政対策債につきましては3,610万円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

### 3. 歳出。

1款1項1目議会費につきましては3万円の減額でございます。議会運営費のほうの負担金で、可茂地域市町村議会議長会負担金で3万円の減額、三市一村議会負担金につきましては書面としましたので10万円の減でございます。議会事務局費につきましては、職員の扶養手当10万円の追加でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては817万8,000円の追加でございます。総務一般管理費では867万5,000円の追加でございます。職員の通勤手当で1万円、住居手当で9,000円の追加でございます。災害補償費につきましては、会計年度任用職員公務災害療養補償費ということで1万円の追加でございます。これは先ほど言いました蜂に刺された職員への補償でございます。積立金が、ふるさと思いやり基金積立金で864万6,000円の追加でございます。特定財源としまして、JICAの募集のほうの委託金が2万円と、その他としまして全国の町村会からの保険金53万1,000円を減額、ふるさと思いやり基金が864万6,000円の追加、会計年度任用職員の保険のほうで9,000円、そして利子を1,000円充当する財源補正も併せて行っております。

職員厚生費につきましては49万7,000円の減額でございます。まず、委託料の産業医委託料につ

きましては20万円の減。負担金のほうで、職員定期健診負担金のほうで29万7,000円の減額ということで、決算見込みによりまして減額するものでございます。

次のページをお願いします。

3目財政管理費につきましては85万5,000円の減額でございます。財政管理費一般のほうで、委託料の統一基準モデルの財務書類作成支援業務委託料につきましては116万円の減額ということで、部分委託をしたことによりまして、この分を減額させていただくものでございます。積立金につきましては、財政調整基金積立金で30万円、減債基金積立金が5,000円追加でございます。特定財源としましては、基金利子を8万円財源充当しております。

5目財産管理費につきましては54万1,000円の減額でございます。庁用車管理費のほうは車借上料で6万6,000円の減額、物件管理費は財源補正で（株）東白川の建物貸付料60万3,000円を減額する財源補正でございます。

行政情報化推進費につきましては47万5,000円の減額でございます。使用料及び賃借料で、事務機械リース料で31万4,000円の減額、岐阜県市町村共同電子入札システムの認証システムライセンス料が2万2,000円の減額、そのシステムの電子証明書発行手数料で1万1,000円の減額、負担金のほうで、そのシステムの参加市町村の負担金のほうで12万8,000円の減額ということで、決算見込みによるものでございます。

6目企画費につきましては6万2,000円の減額でございます。再生可能エネルギー推進事業につきましては、基金利子2,000円を充当する財源補正でございます。

官民協働のむらづくり体制構築事業では6万2,000円の減額でございます。費用弁償で3万4,000円の減、次のページをお願いいたします。需用費のほうで、聞き書き甲子園の交流賄い費で2万8,000円の減でございます。

日本で最も美しい村推進事業は財源補正でございます。連合からの費用を2万円充当する財源補正でございます。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては30万4,000円の減額でございます。白川茶新茶販売促進事業で事業完了に伴う減ということで、需用費で3万円の減、役務費で1万5,000円の減、補助金の白川茶新茶販売促進事業補助金で25万9,000円の減額でございます。

2項2目賦課徴収費につきましては9万9,000円の減額でございます。税務情報化推進費で委託料の減額でございます。額の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

4項2目参議院議員選挙費につきましては60万8,000円の減額ということで、事業完了によりまして、職員の超勤手当を減額するものでございます。

3目村長選挙費につきましては306万4,000円の減額でございます。報酬のほうで18万5,000円の減、職員手当のほうで106万7,000円の減、役務費で23万6,000円の減、交付金のほうで選挙公営の自動車借上交付金が64万5,000円の減、自動車運転交付金が12万5,000円の減、自動車燃料交付金が7万6,000円の減、ビラ、ポスター印刷交付金で73万円の減ということで、選挙がなかったことに

よるものでございます。

次も同様でございます。4目の村議会議員選挙費でございます。725万8,000円の減額でございます。報酬で23万円の減、職員手当のほうで106万7,000円の減、役務費で30万3,000円の減、交付金につきましては、選挙公営の自動車借上交付金で253万2,000円の減、次のページをお願いいたします。自動車運転交付金で46万2,000円の減、自動車燃料交付金で30万3,000円の減、ビラ、ポスター印刷交付金で236万1,000円の減でございます。

5項1目統計調査費につきましては8,000円の減でございます。岐阜県輸出統計調査費につきましては2,000円の減ということで、需用費の減額でございます。あわせて、県からの交付金2,000円を減額する財源補正を行っています。

経済センサスは、財源補正で県の委託金4,000円を減額する財源補正でございます。

工業統計調査費につきましては6,000円の減ということで、需用費で2,000円、役務費で4,000円の減額でございます。

次の住宅・土地統計調査費につきましては財源補正で、県からの委託金5,000円を減額する財源補正でございます。

次のページをお願いします。

3款1項1目住民福祉費につきましては11万9,000円の減額でございます。国民年金事務費につきましては、前年度の事務費交付金返還金ということで8,000円の追加。

国民健康保険特別会計繰出金につきましては、法定内繰り出しで139万8,000円の追加でございます。これについては、県の負担金84万9,000円を財源充当しております。

後期高齢者医療費につきましては、こちらも繰出金で152万5,000円の減額でございます。あわせて、県の負担金97万7,000円の減額を行っております。

3目保健福祉費につきましては97万1,000円の減額でございます。介護保険特別会計繰出金で258万円の減額でございます。給付費分で150万円の減、事務費分で100万円の減、介護保険料軽減事業分で8万円の減ということでございます。これにつきましては、特定財源としまして国・県の負担金等で6万円の減額を行っております。

保健福祉費一般につきましては214万円の追加でございます。職員の通勤手当で4万9,000円の追加、補助金で村社会福祉協議会補助金を200万円追加するものでございます。積立金で、社会福祉施設基金積立金で9万1,000円の追加でございます。特定財源としましては、基金利子3万2,000円の減額と施設整備の基金の利子1,000円と寄附金9万円を財源充当しております。

福祉生活支援事業につきましては53万1,000円の減額ということで、扶助費の福祉生活支援ごみ袋代の決算見込みによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

4目老人福祉費につきましては、補正額はありません。財源補正だけです。高齢者等外出支援事業につきましては、過疎債140万円を減額する財源補正でございます。五加交流サロン運営事業につきましては、使用料1万4,000円を充当する財源補正でございます。

続いて、2項1目児童福祉総務費につきましては203万9,000円の減額でございます。児童手当交付事業につきましては205万5,000円の減額ということで、額の確定によりまして児童手当の減額でございます。あわせまして、国・県の補助金177万2,000円の減額をする財源補正を行っております。

子育て支援総合推進事業につきましては1万6,000円の追加でございます。需用費の教材消耗品の購入ということで、県からの補助金1万6,000円を財源充当しております。

2目認可保育所費につきましては財源補正でございます。その他財源としまして、広域入所費で30万5,000円の減、実習受入れ費で1万円の追加、負担金のほうで1万3,000円の減額ということで、合計で30万8,000円を減額する財源補正でございます。

続いて、4款1項1目保健衛生総務費につきましては3,500万円の追加でございます。保健衛生総務費一般で診療所特別会計運営費繰出金の追加でございます。

2目予防費につきましては14万2,000円の追加でございます。予防接種事業で前年度感染症予防事業費等補助金の返還金の予算計上でございます。

3目母子健康センター費につきましては15万円の追加でございます。母子保健事業の補助金で不妊・不育治療助成金でお一人分を追加するものでございます。

6目廃棄物対策費につきましては9万3,000円の減額でございます。一般廃棄物対策事業のほうでは、負担金で可茂衛生施設利用組合の負担金のほうで、実績により10万9,000円の減。

生活排水対策事業では1万6,000円の追加ということで、補助金で、浄化槽設置事業補助金で13万4,000円の減、合併処理浄化槽への切替奨励補助金で80万円の減、繰出金で下水道特別会計の運営費分の繰り出しが95万円の追加でございます。あわせまして、国・県の補助金62万1,000円を減額する財源補正を行っております。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目農業委員会費でございます。19万5,000円の減ということで、コロナで職員の研修ができなかったということで旅費の減額でございます。あわせまして、県の補助金13万5,000円を充当する財源補正を行っております。

2目農業総務費につきましては5万円の追加でございます。超勤手当の不足が見込まれますので、追加するものでございます。

3目農業振興費につきましては334万9,000円の減額でございます。農地銀行活動事業につきましては、県からの補助金1万7,000円を充当する財源補正でございます。

耕作放棄地対策事業につきましては22万1,000円の減額ということで、補助金で農地流動化奨励補助金につきましては、農家・法人分で8万6,000円の減、集落営農分で13万5,000円の減ということで、額の確定によるものでございます。あわせまして、過疎債20万円を減額する財源補正を行っております。

中山間地域等直接支払推進事業につきましては20万8,000円の追加ということで、補助金の増額でございます。これは面積が増えることによるものでございます。あわせまして、県からの補助金15万5,000円を充当する財源補正を行っております。

元気な農業産地構造改革支援事業につきましては257万7,000円の減額でございます。同じ補助金の減額で、事業費の確定によるものでございます。あわせまして、県からの補助金128万8,000円を減額する財源補正も行っております。

農業振興費各種補助金につきましては54万8,000円の減額でございます。補助金で野猪捕獲柵購入補助金で7万3,000円の減、次のページで、新規就農者園芸資材導入支援補助金につきましては18万1,000円の減、スマート農業技術導入支援補助金で29万4,000円の減でございます。事業費の確定によるものでございます。

茶業振興対策事業につきましては21万1,000円の減でございます。決算見込みによりまして、可茂茶業振興会負担金で6万5,000円の減、補助金で、茶樹改植事業補助金で14万6,000円の減でございます。

経営所得安定対策推進事業につきましては、県補助金4,000円を減額する財源補正でございます。

5目山村振興事業費につきましては財源補正でございます。過疎債70万円を充当する財源補正でございます。

7目農地費につきましては1万6,000円の追加ということで、職員共済組合負担金で1万5,000円と農用地等保全対策基金のほうに1,000円積み立てるものでございます。特定財源は基金利子1,000円でございます。

2項1目林業総務費につきましては25万2,000円の追加でございます。まず負担金で、白川流域連合負担金で5万円の減、次のページをお願いいたします。積立金で森林環境譲与税の基金積立金が1,000円、豊かな森づくり基金積立金が30万1,000円ということで、特定財源としましては、県からの交付金1,000円を減額し、その他財源としまして、寄附金30万円、基金利子2,000円を追加する財源補正を行っております。

2目林業振興費につきましては149万8,000円の減額でございます。一般林業振興費のほうで、森林環境譲与税基金からの繰入金を4,000円追加する財源補正を行っております。

F S C森林認証管理事業につきましては、寄附金30万円を減額し、基金からの繰入金30万1,000円を追加する財源補正でございます。

有害鳥獣捕獲事業につきましては、県からの交付金1,000円を減額する財源補正でございます。

村有林管理事業につきましては14万5,000円の減額でございます。事業費の確定見込みによるものでございます。委託料のほうで1万7,000円の減、林道・作業道修繕工事で10万円の減、植栽用原材料で2万8,000円の減でございます。特定財源としまして、県からの補助金12万7,000円とその他財源としまして、村有林の売払収入で21万7,000円の減、森林環境譲与税が11万7,000円の減、フォレントラからの使用料が37万6,000円財源充当しております。

企業参加型森林整備推進事業につきましては79万8,000円の減額でございます。コロナで実施ができなかったことによるものでございます。需用費で54万5,000円の減、使用料のほうで3万3,000円の減、原材料費で22万円の減でございます。特定財源としまして、森林環境譲与税からの繰入金79万8,000円を減額する財源補正を行っております。



みなとモデル森と水ネットワーク会議事業につきましては、事業費確定によるものでございます。職員の旅費で12万円の減、需用費のほうで4万3,000円の減額、次のページの使用料のほうで1万円の減額でございます。

100年の森林づくり構想事業につきましては27万2,000円の減額でございます。事業費の確定によるものでございます。講師謝金で26万円の減、需用費のほうで7,000円の減、役務費のほうで5,000円の減でございます。あわせまして、森林環境譲与税繰入金で27万2,000円を減額する財源補正も行っております。

林地台帳整備事業につきましては11万円の減ということで、森林管理システム保守委託料で事業費の確定による減額でございます。あわせまして、森林環境譲与税11万円を減額する財源補正を行っております。

林業活性化担い手育成事業につきましては、森林環境譲与税繰入金を292万7,000円充当する財源補正でございます。

3目林道総務費につきましては1,237万3,000円の減額でございます。林道総務費で、需用費では1万円の減額、工事請負費で林道前山谷線舗装工事で35万9,000円の減、林道新巣線舗装工事につきましては1,200万円の減ということで、こちらは令和5年度に送ったものでございます。負担金のほうで、県の基幹林道促進連絡協議会負担金で4,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目商工振興費につきましては10万円の増でございます。商工振興費一般で、扶養手当で10万円でございます。

2目地域づくり推進費は288万5,000円の追加でございます。東白川つながるナビ事業では、定住促進補助金について不足が見込まれますので、14万2,000円の追加でございます。

イベント支援事業につきましては159万9,000円の追加で、つちのこフェスタの事務に係る費用について補助金を支出するものでございます。

地域産業活性化対策事業については60万円の追加ということで、雇用促進奨励金で3人分の補助金を予算化するものでございます。

地域おこし協力隊事業につきましては、地域おこし協力隊員住宅等補助金ということで54万4,000円の追加でございます。こちらは、当初予定していました住宅と実際に入った住宅のほうが変わっておりまして、差額が発生したために今回補正をお願いするものでございます。

ふるさと納税事業につきましては、米代金6万円を充当する財源補正でございます。

第三セクター支援事業につきましては、過疎債を350万円充当する財源補正でございます。

8款1項1目土木総務費でございます。補正額は31万8,000円の減額でございます。職員旅費の減額ということで、コロナで研修に行けなかったことによりまして旅費を減額するものでございます。

2項1目道路橋梁維持費につきましては380万7,000円の減額でございます。道路橋梁維持事業で450万円の減ということで、こちらは県の事業の減少によりまして、県道改良・舗装・橋梁整備事

業負担金の減額でございます。あわせまして、公共事業等債で450万円の減と、過疎債910万円を充当します財源補正を行っております。

道路メンテナンス補助事業につきましては69万3,000円の追加ということで、柏本地内の橋梁補修工事で、設計変更に伴い増加がありましたので、今回追加をお願いするものでございます。

3項1目住宅管理費につきましては74万円の減額でございます。需用費のほうで、電気使用料で10万円の追加、負担金及び補助金のほうで木造住宅耐震補強工事補助金のほうが84万円減額でございます。こちらは利用がなかったことによるものでございます。特定財源としまして、国・県の補助金53万円の減額とその他財源としまして村営住宅共益費、定住促進住宅の使用料の減額を23万7,000円計上しております。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目非常備消防費につきましては307万1,000円の減額でございます。消防総務費のほうでは61万2,000円の減ということで、決算見込みによるものでございます。報酬で26万5,000円の減、旅費で15万円の減、需用費で20万円の減、負担金及び交付金のほうでは団長研修等の負担金で8万円の減、煙火消費の許可等移譲事務負担金で6万8,000円の増、高圧ガス保安法に基づく製造の許可等移譲事務負担金で1万5,000円の増でございます。あわせまして、こちらの県補助金につきまして10万9,000円を財源充当しております。

消防訓練費につきましては128万3,000円の減額でございます。コロナで訓練ができなかったことによるものでございます。

村操法大会費につきましては25万3,000円の減額ということで、報償費で10万4,000円の減、役務費で1万1,000円の減、備品購入費で13万8,000円の減でございます。記録会としては行いましたが、大会としては行っておりませんので、費用を減額するものでございます。

郡操法大会費につきましては92万3,000円の減でございます。こちらも大会がなかったことによる皆減でございます。報酬で82万7,000円の減、旅費が1万2,000円の減、需用費で8万4,000円の減でございます。

2目消防施設費につきましては47万4,000円の減額でございます。消防施設管理費で、需用費で21万円の減、備品購入費で26万4,000円の減ということで、決算見込みでございます。

3目災害対策費につきましては146万1,000円の減額でございます。災害対策費で、委託料のほうでは電線支障木除去委託料で100万2,000円の減、その補償費のほうで45万9,000円の減ということで、事業完了によるものでございます。あわせて、県からの補助金40万円の減と中電からの分配金80万円の減に電線支障木用材林代214万6,000円を差引きしまして財源充当しております。

次のページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費でございます。11万9,000円の増ということで、教育委員会事務局費の職員手当の通勤費で8万9,000円の増、住居手当で3万円の追加でございます。

2項2目教育振興費につきましては69万7,000円の減額でございます。小学校教育振興費一般で、修学旅行のキャンセル料の取消しでございます。69万7,000円の減でございます。

3 項 1 目学校管理費につきましては1,000円の追加ということで、中学校管理費一般で中学校基金積立金1,000円でございます。特定財源は基金利子1,000円でございます。

2 目教育振興費につきましては192万4,000円の減額でございます。中学校教育振興費一般で、修学旅行等のキャンセル料等を減額するものでございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

ここで暫時休憩とします。再開は13時を予定しております。

午前11時58分 休憩

---

午後 1 時00分 再開

○議長（桂川一喜君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第14号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億705万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年3月9日提出、東白川村長。

2 ページからの歳入歳出予算補正と5 ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7 ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金、補正額36万5,000円の減額になります。2 節の特別交付金のほうは交付額の確定によるもので、説明欄を御覧いただきまして、保険者努力支援分で20万5,000円、特定健康診査等負担金で16万円、それぞれ減額となります。

次に、2 目国庫負担金減額措置対策費補助金は、補正額27万1,000円の減額になります。こちらのほうも交付額の確定による減額でございます。

4 款 1 項 1 目利子及び配当金、補正額2,000円の追加になります。説明欄を御覧いただきまして、基金利子と国保高額医療費の貸付基金利子のそれぞれ1,000円ずつの追加になります。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額139万8,000円の増額になります。説明欄を御覧いただきまして、保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）で102万6,000円、その下の保険者支援分で10万7,000円は、それぞれ交付額の確定による追加によるもので、次の出産育児一時金等繰入金28万円につきましては、新たに1 件の方の出産予定がございますので、追加をお願いするものでございます。財政安定化支援事業繰入金につきましては1 万5,000円ということで、こちらのほうも交付額の確定

により減額となっております。

次のページをお願いいたします。

2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額1,000円の減額になります。当初、頭出しで予算計上しておりましたけれども、基金を繰り入れることになりましたので、減額ということで補正をお願いするものです。

6款1項1目繰越金、補正額34万3,000円の減額になります。前年度繰越金として収支のバランスを取るものでございます。

次のページをお願いいたします。

### 3. 歳出。

2款4項1目出産育児一時金、補正額42万円の追加になります。出産育児一時金のほうの1件の増によります追加になります。

5款2項1目特定健康診査等事業費は、県の交付額確定によります財源補正になります。財源の内訳としましては、県支出金16万円を減額しまして、一般財源を増額するというものでございます。

6款1項1目国民健康保険基金積立金は、基金利子による財源補正になります。

国民健康保険特別会計のほうは以上になります。

続きまして、次のページをお願いいたします。

議案第15号 令和4年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和4年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,299万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,346万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年3月9日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

### 2. 歳入。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額230万円の減額になります。こちらのほうは介護給付費の実績見込みによりまして、国庫負担分の減額になります。

2項1目調整交付金、補正額102万円の減額になります。説明欄を御覧いただきまして、介護給付費の実績見込みによる減額になります。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額324万円の減額になります。介護給付費の実績見込みによりまして、支払基金のほうの減額になるものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額160万円の減額になります。介護給付費の実績見込みによる県負担分の減額になります。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目介護給付費繰入金、補正額150万円の減額になります。説明欄を御覧いただきまし

て、こちらのほうも介護給付費の実績見込みということで、村負担分の減額になっております。

4 目事務費繰入金、補正額100万円の減額になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、事務費繰入金のほうでは認定調査員の人件費と、それから主治医意見書作成料等の実績見込みにより減額になります。

5 目介護保険料軽減事業繰入金、補正額8万円の減額で、こちらのほうは交付額の確定により減額でございます。

6 款2項2目介護給付費準備基金繰入金、補正額226万円の減額になります。こちらのほうは介護給付費の減額による実績見込みによりまして、基金繰入金のほうも減額するものでございます。

7 款1項1目繰越金、補正額1,000円の追加で、収支のバランスを取るものでございます。

10 款1項1目利子及び配当金、補正額2,000円の追加になります。基金利子の追加によるものでございます。

1つ飛ばしまして、10ページのほうをお願いいたします。

### 3. 歳出。

1 款3項2目認定調査等費、補正額100万円の減額になります。こちらのほうは、認定調査員の報酬、職員手当、役務費は、いずれも決算見込みにより減額となっております。

2 款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額760万円の減額になります。居宅のサービス事業の実績見込みにより減額になります。

5 目居宅介護サービス計画給付費、補正額100万円の減額になります。こちらのほうもサービス計画の実績見込みにより減額でございます。

次のページをお願いいたします。

4 項1目高額医療合算介護サービス費、補正額40万円の減額になります。高額医療合算により減額サービス費の実績見込みによる減額でございます。

5 項1目特定入所者介護サービス費、補正額300万円の減額になります。特定入所者介護サービス費は、居宅または食費等費用の実績見込みによりまして、こちらのほうも減額となっております。

4 款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額3,000円の追加になります。こちらのほうは、基金利子分を準備基金のほうへ積み立てるものでございます。

介護保険特別会計は以上になります。

## ○議長（桂川一喜君）

建設環境課長 安江透雄君。

## ○建設環境課長（安江透雄君）

議案第16号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）。令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,313万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年3月9日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

3款1項1目繰越金、補正額64万8,000円の減。説明欄を御覧ください。前年度繰越金を充当するものです。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円。説明欄を御覧ください。水道基金の利子になります。

5款1項1目分担金、補正額102万5,000円。説明欄を御覧ください。加入者分担金で3名分の分担金となります。

次のページ、歳出をお願いします。

1款1項1目一般管理費、補正額36万4,000円の増。説明欄を御覧ください。一般管理費の旅費、負担金は研修旅費と負担金を未参加により減額します。積立金は3名分の加入者分担金を積み立てるもので、合計で36万4,000円となっております。

2目の使用料徴収費、補正額で1万4,000円の増。説明欄を御覧ください。使用料徴収費の職員共済組合負担金になります。

続きまして、議案第17号 令和4年度東白川村下水道特別会計補正予算（第5号）。令和4年度東白川村下水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,790万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年3月9日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

1款1項1目使用料、補正額1万円の減。説明欄を御覧ください。下水道の使用料となります。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額95万円の増。説明欄を御覧ください。一般会計の繰入金で運営費分になります。

3款1項1目繰越金、補正額100万9,000円の減。説明欄を御覧ください。前年度の繰越金です。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円。説明欄を御覧ください。集合型合併浄化槽の基金の利子になります。

次のページ、歳出をお願いします。

1款1項1目一般管理費、補正額21万8,000円の減。説明欄を御覧ください。一般管理費の委託料で、下水道管路図デジタル化委託業務の精算によるものです。

2款1項1目施設維持管理費、補正額15万円の増。説明欄を御覧ください。施設維持管理費で、需用費、電気使用料の値上げによるものです。以上です。

○議長（桂川一喜君）

国保診療所事務局長 安江輝彦君。

○国保診療所事務局長（安江輝彦君）

議案第18号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）。令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,462万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年3月9日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、それから5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入から説明をいたします。

2. 歳入。

1款1項3目外来収益、補正額866万9,000円の減額。説明欄を御覧ください。外来収益、現年度分ですが、コロナ禍等による患者数の減と感染防止のための長期投薬によるものです。

次に、1款2項1目老健収益、補正額1,592万5,000円の減額。説明欄を御覧ください。現年度分ですが、こちらもコロナ禍等による利用者数の減により減収の見込みとなるためです。当初予算では利用者5,300人を見込んでおりましたが、実績見込みでは4,300人の1,000人余り減と見込んでおります。

次に、3款2項1目医業費補助金、補正額29万7,000円の増額。説明欄を御覧ください。上から2つが県からの光熱費高騰対策支援金で、まず1つ目ですが、これは医療機関向けで5万3,000円、無床診療所への一律の金額となっております。2つ目ですが、高齢者施設向けに19万2,000円、こちらは老健のベッド数に単価を掛けた金額です。3つ目が介護サービス事業所食材費等軽減支援金として5万2,000円、老健の長期利用者の平均利用者数と支援単価により算出をしております。

次に、4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増額。基金利子です。

次に、5款1項1目一般会計繰入金、補正額3,500万円の増額。一般会計運営費繰入金、運営費分で、財源が不足するための増額補正です。理由としまして、先ほど御説明しました外来収益、介護収益の減収見込み分、この後御説明いたします繰越金の確定見込みによるものです。

次に、5款2項1目、基金繰入金、補正額17万3,000円の減額。説明欄を御覧ください。医療設備等整備基金繰入金としまして、歳出で介護事業の備品購入完了による減額です。

次に、6款1項1目繰越金、補正額938万8,000円の減額。前年度繰越金でございます。

9ページをお願いします。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額25万円の増額。診療所施設整備指定寄附金を3名の方からいただいたものでございます。

10ページをお願いします。

3. 歳出。

1款1項1目、総務費、一般管理費、補正額132万4,000円の増。説明欄を御覧ください。旅費、

医師研修旅費で1万9,000円の増。それから需用費の光熱水費でございますが、電気使用料の値上げに伴う不足見込み分として146万円を増額いたします。その下の給食材料費、米代につきましては15万5,000円、確定による減額です。

次に、2款1項1目、医業費、一般管理費、補正額9,000円の減額。説明欄を御覧ください。職員手当、通勤手当で9,000円の減。

続いて、3目介護管理費、補正額17万2,000円の減額。介護事業、備品購入費で事務用パソコン、それから介護備品としまして車椅子の購入が完了による減額でございます。

11ページを御覧いただきたいと思っております。

3款1項1目の基金積立金、補正額25万円の増額。先ほどの歳入で説明いたしました御寄附を医療設備等整備基金積立金に積み立てるものでございます。

国保診療所特別会計は以上です。

#### ○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

#### ○村民課長（安江修治君）

議案第19号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,494万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年3月9日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

#### 2. 歳入。

3款2項1目広域連合補助金、補正額22万2,000円の追加になります。広域連合円滑運営補助金につきましては、新たな補助金になります。10月の折に、2割負担となります保険証の発送料につきまして、一般会計から事務費として繰入れを行ったわけなんですけれども、補助対象になったということで、財源を組み替えまして新たに補正をするものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額152万5,000円の減額になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、一般会計繰入金（事務費分）は、今歳入のほうで御説明しました保険証のほうの発送につきまして、広域連合円滑運営補助金の補助対象になったということで22万3,000円を減額するものでございます。その下の保険基盤安定分は、額の確定によります130万2,000円の減額補正になります。

6款1項1目繰越金、補正額1,000円で、収支のバランスを取るものでございます。

次のページをお願いいたします。

#### 3. 歳出。



1 款 1 項 1 目一般管理費、先ほど歳入で御説明しましたように、保険証の発送料を一般会計の事務費繰入金としまして9月に補正させていただきましたけれども、補助対象になったということで、財源を組み替えまして補正をお願いするものでございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額130万2,000円の減額になります。説明欄を御覧いただきますと、広域連合負担金（保険料等）の確定によります減額補正になります。

後期高齢者医療特別会計は以上になります。

**○議長（桂川一喜君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5 番 今井美道君。

**○5 番（今井美道君）**

国保診療所特別会計のページでお伺いをしたいと思いますけど、ちょうどこの7ページ、8ページ、先ほど事務局長のほうから御説明いただきました外来収益がマイナスの800万、老健収益も減っていますよということと、一番下の繰越金のほうでというようなことで、今回補正前で6,500万、補正額が今回3,500万ということで、かなり大きな補正をこの3月の時期に来て入れないということだと思えるんですが、歳入のほうの不足分は分かっているんですが、これ以外にも繰越金、ほかの900万ぐらいの数字がこの時期にということだと、支払い等が今期3月までの分を4月、5月に払うという可能性もあるかとは思いますが、こういったものがこの3,500万の、収益のほうは別ですけれども、この辺り、もう一度ちょっと細かくお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（桂川一喜君）**

副村長 桂川憲生君。

**○副村長（桂川憲生君）**

今回、補正予算で説明させていただきました3,500万に合わせて、総額1億円に上る繰入金が必要となっている経緯でございますけれども、まず収益の落ち込んでいるところの内容についてですけれども、全体では3つほど原因があると思っておりますが、まず老健の利用者数の減でございます。

老健16床に対して、昨年度は利用が13.3床、今年度は今現在のところで11.8床という利用状況です。本来14床あたりが損益分岐点であることを考えると、ここ数年下回っているところが経営悪化の原因と思われます。それは、近年在宅介護から施設介護へ世の中のニーズが変化をしていることによるものかというふうに見ております。以前は、自宅からデイサービスとか、それから老健へ送り出して、夕方お迎えするというような介護の形が中心でございましたけれども、昨今はフルタイムで働く方が非常に増えて、施設介護を望む傾向が強いというふうに見ております。

それから、2点目に新型コロナウイルス蔓延による影響というものがあるというふうに見ております。外来では、投薬期間を延ばして通院回数の抑制をしたり、マスク着用で感染症などの疾病が

減っているということがあろうかと思えます。老健では、コロナ対策として入所時のチェックなどのチェック項目を増やして、入所のハードルを上げていることも利用者数の減少の一つかというふうに見ております。

こうした赤字に関して、節約に努めておりますけれども、利用者が減った場合に従事者を減らしたり、エネルギーコストを相当量節約して利益を確保するというところが本来の経営の基本というふうに思いますが、特に老健では、宿直ですとか、対応するワーカーの人数を削減することが非常に難しいということもコスト削減が思うようにできない理由の一つかと思えます。

それからもう一つ、3点目に、電気料金と、今年になって顕著になってきました物財費の高騰がございます。電気代だけでも、2年前に比較しますと293万円、約300万円ほどの負担増というふうになっております。それで、今年当初予算で6,500万、12月あたりで本来途中で補正をしてというふうにも話がありましたけれども、電気料金が非常に高騰しておってなかなか読めなかったということがあって、3月議会でこうした補正を、堅いところの補正をさせていただいて採算を合わせるというようなことを考えて、今回3月議会で提出をさせていただいたというものでございます。

診療所の外来も老健も、特に村には絶対なくてはならない施設だというふうに思っております。今後も事業の縮小ではなくて、利用者の向上によって経営改善を目指していきたいと思っておりますけれども、幸い新型コロナウイルスが終えんを迎えるということでございますので、さらにサービスの向上に努めて、村民ニーズに合った施設運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○議長（桂川一喜君）**

5番 今井美道君。

**○5番（今井美道君）**

ありがとうございました。

全協の折にも、事務局長のほうからそういった利用者の収入の減ということは伺っていましたが、ただ、これで一般会計の繰入金を入れて運営をしていくということが、これは村営ですので当然出てくると思いますが、来年度以降も当然村民にはなければならぬ施設、特に村長おっしゃいました。コロナのときに、これがあつたもので、やっぱりああいうワクチン関係のものもスムーズにいきましたし、そういうことですので、昨年も申しましたけど、知恵を絞って、経営的民間の考えとか、そういったことで今後とも努めていただければと思います。

**○議長（桂川一喜君）**

副村長 桂川憲生君。

**○副村長（桂川憲生君）**

1点補足をさせていただきますと、3月議会でこうした補正をさせていただく理由として、適正な繰越金を残さないと、4月、5月、支払いのほうがなかなか難しいということで、3月議会に繰

越金の確保ということも併せて検討させていただいております。引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計の26ページ、民生費のところ、児童福祉総務費のところの補正額が、説明のところへ行きまして、児童手当交付事業、扶助費が205万5,000円マイナスになっているんですけども、これというのは、こんなに要らなかったから今マイナスにしているわけなんですけども、児童の数というのは大体把握されていると思うんですけども、これだけマイナスをすることになった理由をお知らせください。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

児童手当の交付につきましては、毎年3回交付させていただいております、延べ人数が、こちらは今年4年度の実績を見ますと163人、公務員の方を除く人数は163人、令和3年度も164人、令和2年度も163人ということで、実績的に見ると、1月当たりで見ると六十数名ということになるので、ここ3年間、人数はほぼ増減はないという状況なんですけど、ただ1点、支払いの時期がどうしても2月になりまして、昨年、一昨年と途中で交付金が足らなくなったという状況が発生しまして、その2月の段階で3月の補正には間に合いませんので、そういったこともありまして、次の予算の段階で少し予算を多めに見させていただきまして、今回の補正で実績としては変わらなかったわけなんですけども、減額の補正をさせていただきましたということになります。

[挙手する者あり]

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

163、164、そんなに変わりはないということだったんですけど、変わりがあるとすれば移住されてきた方だと思うんですけども、そのために先に予算を取っておいたけれども、使わなかったからという解釈でよかったですか。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

そのとおりでございます。

○議長（桂川一喜君）

そのほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計、ページで32ページになりますけれども、7款1項2目イベント支援事業ということで、これは全協の折にこういった金額の想定をしていますよということで、いただいたときにこちらからお願いをして、根拠となる資料をとということをお願いしたので、いま一度確認をさせていただきますが、先日、まずいただいたつちのこフェスタ実行委員会に対する見積書というようなことで、どんな内容かなということを見させていただきました。こういったものを、通常村の事業であれば、この予算が通ってからでないといふ事業は進まないわけですが、つちのこフェスタ実行委員会ということで、こちらのほうにある程度運営資金がなければスタートが切れなかったかなということはあるわけですが、その辺り、実行委員会のほうのことになりますけれども、把握してみえましたら、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（桂川一喜君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

御質問に回答させていただきます。

つちのこフェスタ、イベントの支援事業につきましての増額補正につきましては、つちのこフェスタ、5月3日開催のイベントに充てた予算として、まずつちのこフェスタ実行委員会に補助金として出させていただきます。運用の部分につきましては、実行委員会がいわゆる入った補助金で、そこでイベントに必要なお金を執行していくんですけど、前回の全協では、イベント企画へ支払うための見積書というのを2枚御提供させていただきました。本年度中にどうしても必要な金額というのが159万9,000円という形でございました。

実は、イベントのほうを着々と今進めておるところでは、まだ実際のところ、イベント企画にシステムというのが、事前予約で動いていますので、仕事は発生していますが、支払いはまだちょっと待ってもらっています。実行委員会には実は自己資金というのがかなり残ってありました。これは、実は4年前のイベントが終わった後に、前にいただいた補助金、それから金券というか、パスポート収入、そういったものの残が、使用可能な資金が約150万円ございました。なので、当面はこの資金でイベント会社とか、あと必要な準備費用等に、先に要るものについては支払いを進めていくような形で実行委員会のほうには御了解をいただくということでございます。今回補正いただいた予算をまた追加して、実行委員会の会計のほうも進めていきますので、3月28日に第2回目の実行委員会をやる予定にしておりますので、今回補正をお認めいただければ、このお金が入った状態で、また収支計画をきちんと確認しながら進めていくというような感じで予定はしております。以上が質問の回答になります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂川一喜君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

補正予算のほうについては承知をいたしました、私的には。また5年度予算の部分については、5年度の説明の中で伺いながら質問していきたいと思いますので、この件については結構です。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

同じくこの32ページの地域おこし協力隊事業のところ、先ほどの説明の中で、地域おこし協力隊の住宅の補助金54万4,000円ということで、予定されていたところと違うところに入ったからという御説明だったんですけども、その理由は何かということをお教えいただきたいんですが。

○議長（桂川一喜君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

ただいまの質問に御回答させていただきます。

地域おこし協力隊事業の住宅等補助金という形で54万4,000円、今回補正のお願いをさせていただいております。この件の詳しい説明ということですが、実は当初予算で入る協力隊の住居につきましては、村のほうで、以前からずっと村のほうから提供しておりました村営住宅になります。村営住宅の予定する部屋が、いわゆる単身で入る部屋を予定すればいいんですけど、なかなかその単身が空いていなかったりとかいうことで、いわゆる複数人世帯のアパートに入らせていただいている隊員もいます。そうすると、どうしても住宅の手当が上がってきておりましたので、タイミング的にはちょっと遅くなりましたけど、3月で全体の額も固まってきたので、今回ちょっと補正という形で調節、いわゆる居室が単身と複数人アパートで入れ替わったとか、そういう感じのところの変化による内容ということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

理由は分かりました。しかしながら、単身で複数世帯のところに入るというのは、電気代にしても、光熱費にしても、誰か世帯員でほかの人が入りたいときに、そこに1人で入って行ってしまったら、移住・定住されたい方に空きがないということになってしまいますので、単身で住めるような場所を早くつくっていただけるようお願いしたいと思います。

○議長（桂川一喜君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

住宅に関しましてはなかなかきつい状況で、この3月末も何とかぎりぎり要望の方と出ていかれる方で収まる感じでございまして、今、地域振興課長が申しましたように、本来なら女性の地域おこし協力隊員が単身用に入るべきところを、やむを得ず大きいところへ入ってもらうというのも、全体で収めるための方策だったということなんですけれども、また村長のほうも、住宅のほうは不足しておるということは重々承知しておりますので、また検討させていただきたいと思います。

○4番（今井美和君）

よろしくをお願いします。

○議長（桂川一喜君）

そのほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から議案第19号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第13号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から議案第19号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第22、議案第20号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東白川村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議案第20号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年3月9日提出、東白川村長。

記、氏名、伊藤保夫。生年月日、昭和34年〇月〇〇日生まれ。住所、加茂郡東白川村越原〇〇番地〇。

推薦理由を申し上げます。

伊藤保夫氏は、令和2年7月1日に人権擁護委員に就任いただき、1期3年をもって任期満了になるところでございます。今回は2期目、再任推薦をお願いするものでございます。伊藤保夫氏は人格、識見とも非常に高く、お人柄も温厚で、人望も厚く、社会の実情にも精通されており、人権擁護委員として適任者でありますので、人権擁護委員として推薦したく御提案を申し上げます。

御審議の上、お認めをいただきますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第20号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎同意第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（桂川一喜君）

日程第23、同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

#### ○村長（今井俊郎君）

同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村監査委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求

める。令和5年3月9日提出、東白川村長。

記、氏名、安江裕尚。生年月日、昭和28年〇〇月〇〇日生まれ。住所、加茂郡東白川村越原〇〇番地。

選任についての理由を申し上げます。

このたび、現監査委員であります安江弘企氏から今期限りでの退任の意向が示されました。まだまだお務めいただきたく、また御指導を賜りたく慰留に努めましたが、後任の選任を強く望まれました。

そこで、現委員の任期は令和5年5月9日となっていますので、今定例会に同意案を提出するよう後任の人選を行ってまいりました。そして、平成22年に国保診療所事務局長を最後に勸奨退職されました越原大明神在任の安江裕尚氏を選任するに至りました。

安江裕尚さんは行政経験も豊富で、監査業務にも精通されており、識見を要する監査委員として適任者であります。今回、安江裕尚氏を推薦したいので、何とぞ御同意賜りますよう提案するものでございます。

なお、今回の選任同意に際し、本人の内諾も得られていますので、御承認いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。以上でございます。

#### ○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第2号から同意第4号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（桂川一喜君）

日程第24、同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに



ついでから日程第26、同意第4号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの3件について一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

#### ○村長（今井俊郎君）

同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。令和5年3月9日提出、東白川村長。

記、氏名、新田充。生年月日、昭和22年〇月〇〇日生まれ。住所、加茂郡東白川村神土〇〇番地。以下、同意第3号から同意第4号までは本文を省略し、記書きの部分だけ朗読します。

同意第3号、記、氏名、熊澤健。生年月日、昭和9年〇月〇〇日生まれ。住所、加茂郡東白川村越原〇〇番地。

同意第4号、記、氏名、今井直美。生年月日、昭和25年〇月〇〇日生まれ。住所、加茂郡東白川村五加〇〇番地。

推薦理由を申し上げます。

固定資産の評価委員会の委員につきましては、任期3年で、固定資産の評価額につき住民の方から異議があったときに、公平な立場で審査をいただくものでございます。お三方とも再任をお願いするものです。新田充様につきましては、長年村の職員として勤められ、固定資産評価につきましても精通されています。熊澤健様におかれましては、元村議会議員であり、議長経験もお持ちの方で高い識見をお持ちでございます。今井直美様におかれましては、消防団本部幹部や自主防災会代表、地域安全指導員などを務められ、経験も豊富で地域の実情にも精通されています。

以上、お三方とも適任と考えており、就任の内諾も得ておりますので、御同意をいただきますよう御審議をお願い申し上げます。以上でございます。

#### ○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順に単独採決をします。

初めに、同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第4号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第4号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

#### ◎発議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（桂川一喜君）

日程第27、発議第1号 東白川村議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

##### ○議会運営委員長（今井美道君）

発議第1号 東白川村議会の個人情報の保護に関する条例について。東白川村議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村議会運営委員長 今井美道。

提案理由の説明をいたします。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報の保護制度の法体系が変わり、全国的な共通ルールが適用されますが、地方議会については、この共通ルールの適用から除外されることとなります。そのため、これまでと同様、東白川村議会における個人情報を保護し、その取扱いにおいては、執行機関と差異が生じることがないようにするため、村議会として独自の議会個人情報の保護に関する条例の制定をしようとするものです。

附則、この条例は令和5年4月1日より施行する。以上になります。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 東白川村議会の個人情報の保護に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 東白川村議会の個人情報の保護に関する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は5分後の14時とします。

午後1時54分 休憩

---

午後2時00分 再開

○議長（桂川一喜君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎議案第21号から議案第37号までについて（提案説明）

○議長（桂川一喜君）

日程第28、議案第21号 東白川村個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第44、議案第37号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの17件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

それでは、令和5年度予算の概要説明をさせていただきます。

お手元の資料は、こちらの村長説明という資料でございます。

本日ここに、令和5年東白川村議会第1回定例会に令和5年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を

通じて村民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

## 第1章 国の予算編成動向

第1章 国の予算編成動向につきましては、現在国会で予算案を審議中ですが、お目通しを願いたいと思います。

2ページからお願いをいたします。

## 第2章 本村の予算編成の基本方針

予算編成に当たっては、令和5年度から新たに始まる「第六次総合計画」の将来像に掲げた「いきいきと働くひとがいる 子どもたちの笑い声が響き 美しい自然と受け継がれた歴史の中に 豊かな村民の暮らしがある そして東白川村は次の未来へ！」の実現に向けた予算編成に取り組みました。

## 第3章 予算関連議案の概要

本議会に提出します令和5年度予算関連議案件数及び会計別予算規模は、次のとおりであります。

### 第1 提出議案件数

予算関係7件、条例関係10件、合計17件。

### 第2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度と比べ2億5,700万円増の28億5,000万円となり、前年度対比は9.9%の増額となりました。

### 第3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計2億9,630万円、介護保険特別会計3億590万円、国保診療所特別会計2億5,300万円、後期高齢者医療特別会計5,540万円。以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ1,450万円減の9億1,060万円（前年度比1.6%減）であります。

### 第4 企業会計予算額

簡易水道事業会計4億4,735万円、小規模集合排水処理事業会計3,468万円。以上、企業会計予算総額は4億8,203万円です。

一般会計、特別会計、企業会計を合わせた予算総額は、42億4,263万円となります。

## 第4章 一般会計の歳入の概要

歳入のうち村税は、景気の動向で左右されますが、令和4年度の実績を考慮し、前年度より1%増の2億443万円を計上しました。

地方消費税交付金は、前年度より10.5%増の4,200万円を計上しました。なお、社会保障財源分は使途が限定されていますので、社会保障関係費に財源充当しています。

普通交付税は、令和2年度の国勢調査人口等の減少による影響もありますが、人口減少等特別対策や地域デジタル社会推進費の増額などを見込み、前年度より2.5%増の12億3,000万円を計上しました。

特別交付税は、集落支援員の増員による財政措置を見込み、前年度より5.9%増の1億8,000万円を計上しています。

使用料及び手数料は、督促手数料の廃止や可燃ごみ袋代の減額などにより、前年度より0.2%減の6,573万円の計上となりました。

国庫支出金は、道路メンテナンス補助金、交通安全対策補助金の増額などにより、前年度より7.2%増の1億1,154万円を計上しました。

県支出金は、ライフライン保全対策事業、元気な産地改革支援補助金、県単林道事業補助金などの減額により、7.6%減の1億7,229万円を計上しました。

村債は、交付税措置率が高い有利な過疎対策債を主に活用します。ソフト事業では福祉医療費、農地流動化奨励金、高校生通学等支援事業などの財源として3,950万円を計上し、ハード事業では県営農道事業負担金、県営中山間地域総合整備事業負担金、中学校体育館保守工事などの財源として1億5,230万円を計上し、臨時財政対策債3,000万円等を加えた地方債の総額は、前年度より12.5%増の2億2,180万円となっています。

繰入金では、第三セクターである有限会社新世紀工場の経営再建のための貸付金や、今後想定される学校施設の整備に必要な費用のための基金への積立てを予定し、財政調整基金の繰入れは2億9,500万円としました。繰入金の総額は、前年度より116.7%増の3億6,185万円となりました。

繰越金は、令和4年度決算見込みから、前年度より4.0%増の1億5,357万円を計上しました。

## 第5章 一般会計の歳出の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明をいたします。

### 第1 地域経済と産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

#### 1. 農業振興策。

茶業振興では、茶産地構造改革計画に基づき、みのりの郷東白川（株）を中心とした茶業振興について、村内の2つの組合と引き続き協議を続けていきます。園芸農産物や特産品についても、流通の拡大を図るとともに、収益の増加と知名度アップを図っていきます。

農地の保全対策では、ソフト面では集落営農活動を推進するとともに、組織が取り組む水田を中心とした農地の集約にも農地流動化奨励金制度を活用してまいります。

また、新規事業として、自治会、協定集落、集落営農組合等の活動を支援し、地域活動の下支えを行う集落支援機構運営事業をはじめ、新たな集落営農組合設立の支援を行います。

#### 2. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。

中山間地域等直接支払推進事業は、第5期対策の4年目となります。有利な措置がある集落戦略作成の推進や、継続事業の5年目となる多面的機能支払交付金事業とともに実施し、村の大切な資産である農地を守る事業を推進します。

#### 3. 林業振興策。

林業振興では、100年の森林づくり構想を基に、林業者や関係機関との話合いや事業実施など、多様な森林づくりを進めていきます。

また、中小規模森林所有者が自ら行う森林整備に対して補助する自伐林家型地域森林整備事業を引き続き実施します。

有害鳥獣対策では、狩猟登録への補助のほか、有害鳥獣捕獲報奨金をここ数年の捕獲頭数並みに予算計上し、対策の充実に努めます。

森林環境譲与税は、森林整備や林道整備、森林所有者意向調査などに有効に活用していきます。特に林業活性化担い手育成事業では、全国から木材関連産業の就職希望者を募り、村内の事業所への就業を促進するとともに、受入れ事業所が実施する担い手の育成を目的とした技術習得のための研修などについて支援を行います。

#### 4. 商業振興策。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により村内商工事業者の経営は厳しい状況にあり、この分野に対する支援として、今までの商工会経営改善普及事業及び中小企業退職金共済制度や商工業設備資金利子補給等の継続した事業支援を行います。

つちのこメンバーズカード事業では、年々利用者は増加しており、商工業の活性化につながっています。引き続き村内消費拡大を図ることとします。

村内産品販売促進事業のふるさと納税については、寄附金額が伸び悩んでいますので、返礼品の一層の充実に努めるとともに、納税サイトの追加等にてこ入れを行い、寄附者の増加に向けて鋭意努力していきます。

ECモール（つちのこマルシェ）については、今後もインターネットショッピングの購買傾向は伸びることが予測され、ポイント付与や継続購入する消費者にとって魅力となる特産品を取り扱う主力サイトであるため、必要な事業として引き続き対応していきます。

同じく、フォレストスタイル事業の管理運営についても継続していきます。

#### 5. 地域活性化策。

地域おこし協力隊は、現役隊員、退任後この村に定住してくれている隊員ともに活性化の要のポジションで活躍してくれています。第三セクターの「みのりの郷東白川（株）」においても担い手としての活躍は成果となっていますので、引き続き定住しながらの地域活性化に尽力いただけることを期待します。退任後は村に定住して特産品に関わる起業にチャレンジをしてください。村として、引き続き支援しながら成長を期待します。

東白川つながるナビ事業は順調に移住者を増やし、一定の成果につながっています。今後も東白川村の移住・定住政策を積極的に展開します。

同じように準備を進めてきたテレワーク事業については、少し方針を変えて、村内のIT関連の仕事に携われる方や、IT技術の活用を得意とされる村民の方々と相談をしながら、ITを活用した村の将来性について今年度も引き続き検討を進めます。

空き家の利活用、テレワークやサテライトオフィスといった移住・定住施策は、全国どの自治体でも取り組まれている政策です。昨年までの東白川村の定住実績は、子育て世代の定住者が増えていますので、競争激化する状況の中、東白川村では、豊かな自然の中で働きやすい環境と充実した生活を求めて、コロナ共存社会での移住先ベストワンとなるべく努力を続けます。

## 第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

1. 県営土地改良事業・県単土地改良事業等。

県営中山間地域総合整備事業では、親田、神付、加舎尾の農道舗装修繕事業等を実施します。県営基幹農道事業では、曲坂から中谷までの狭小道路の拡幅と防災対策を引き続き実施します。

県単農業用施設整備工事では、黒淵農道の路面修繕を実施します。基金活用農用地修繕工事は、要望のあった圃場の基盤修繕を実施します。

公共林道事業では林道新巢線舗装工事を、県単林道事業では前山谷線舗装工事を実施します。また県単治山事業として、西洞集落の宮洞谷流路工整備工事を実施します。

2. 砂防及び急傾斜地崩壊対策事業。

曲坂集落及び西洞集落の避難所対策に必要な砂防事業を推進し、県営事業で中之谷通常砂防工事、曲坂川通常砂防工事を行い、レッドゾーンの解消に努めます。

平集落の上小林急傾斜地崩壊対策事業については、中学校の体育館裏からランチルームまでの間を県営事業により引き続き実施し、今年度で完了の見込みです。

3. 枯損木処理緊急整備事業等。

枯損木処理緊急整備事業、国県道及び村道日照木等支障木除去事業を引き続き実施します。

4. 防災対策事業。

防災対策として、避難所の防災倉庫への備蓄品の配備、防災士資格取得補助を引き続き行います。また、令和4年度に引き続き、ライフライン保全対策事業を実施し、久須見地区の電線の支障木を除去し、停電の発生を抑制します。

5. 防災安全交付金事業。

令和4年度路面性状調査の結果を受けて、村道沢尻線の舗装修繕を実施します。

6. 道路メンテナンス補助事業。

橋梁点検では、村道に架かる22橋の点検業務を行い、補修工事のための詳細設計を2か所実施いたします。

7. 交通安全対策事業。

県道越原付知線と栃山クラブを結ぶ村道木屋下線道路改良工事、村道上親田線落石対策事業の丈量測量を実施します。

8. 環境対策。

廃棄物対策は、村と村民の責任と役割を明確にし、ごみの分別化により資源循環型社会を目指すため、可燃・不燃・資源などの回収・処分を継続して実施します。

単独浄化槽から合併浄化槽への切替えを推進するため合併浄化槽設置補助を引き続き行い、水質浄化に努めます。

自然環境保全活動を積極的に行う自治会に対し、必要な支援を行います。また、自然地域内での不法投棄の監視及び防止に努めます。

9. 地籍調査事業。

山林等の境界明確化を推進するため、大口、西洞、大沢、曲坂及び日向集落の地籍調査事業を引

き続き実施します。

10. 移住・定住推進事業。

助成事業では、引き続き定住促進事業、高校生の通学支援事業、子どもの医療費の個人負担無料化事業等の支援を実施します。

11. 第三セクター。

有限会社新世紀工房は、茶の製造販売を中心に農産物の販売、道の駅の管理運営に当たっていますが、杜の工房や茶の買い支えで大きく膨らんでいる過去の借入金について、財政調整基金を投入することで返済利息を軽減し、財政の健全化を図ります。

### 第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

1. 障がい者福祉一般事業。

国の基本方針に基づき、障がいのある方の地域生活を総合的に支援するための計画である障がい福祉計画は、最終年度を迎えます。引き続き、第7期計画を策定するとともに付随する第3期障がい児福祉計画を合わせて策定し、障がい者の皆様への支援の充実を目指します。

2. 高齢者等外出支援事業。

高齢者や障がい者の皆様を対象に、診療所や役場、金融機関や介護予防教室等への参加の際の送迎や、村外への透析通院や中核病院、歯科医院などを対象にした通院に対し、無料送迎サービスを継続します。また、高齢者等の皆様の外出意欲の増進、経済的負担の軽減を目的に、予約によるドア・ツー・ドアの個別送迎を無料で継続することで、多様化する要望にも対応していきます。

3. 地域福祉計画推進事業。

障がい福祉計画の上位計画である「東白川村地域福祉計画」は、第3期の最終年度となります。地域福祉を推進するための“道しるべ”とも言うべき第4期計画を策定し、さらなる福祉の充実を目指します。

4. 高齢者等に対する支援事業。

神土地区のふれあいサロンは、コミュニティー拠点としての利用拡大を図りつつ、五加地区の交流サロンほほえみや越原センターの活用とともに、高齢者や地域住民との交流を通して、健康寿命の延伸や仲間づくりの輪を広げていきます。

5. 福祉生活支援事業。

低所得高齢世帯等への、つちのこ商品券配布事業と在宅での要介護者や重度心身障害者へのゴミ袋無料配布事業を引き続き実施していきます。

6. 人生100年時代健康増進事業。

今や「人生100年時代」と言われて久しいわけですが、第六次総合計画のテーマの一つである「健やかに老いる」の実現のため、令和4年度から国立長寿医療研究センターとの話し合いを進めてきました。引き続き御指導をいただきながら、今後の村にどういった事業が必要になるのか研究を進めていきます。

7. 予防接種事業等。



インフルエンザの集団感染予防のため、ワクチンの接種費用については、1歳児から高校生世代までを無料で行い、65歳以上の皆様には、診療所の集団接種の場合、自己負担1,000円で接種いただけるよう、令和5年度も助成を継続して実施していきます。

今年5月に感染症法上の位置づけが2類から5類に変わる新型コロナウイルスのワクチンの接種については、いまだ先行きが不透明な状態ですが、ワクチン接種が開始されれば、国の方針に従い診療所と連携し、速やかに実施していきます。

#### 8. 子育て支援と保育活動の質の向上。

子育て家庭に寄り添う支援を基本とし、妊娠期から高校生まで充実した体制にて対応します。子育て中の御家族が参加しやすい行事、教室を開催し、ママさん同士が交流できるよう引き続き支援を行います。

今年度は、新たにすくすく成長応援事業にて、小学校入学の年、中学校入学の年、高校入学相当の年のお子さんをお持ちの保護者さんへお祝い金を支給します。可燃ごみ袋支給事業は、支給対象を生後1年までから就園前まで広げます。また、中学校の自転車通学をされるお子様を持つ保護者さんには、自転車の維持管理費の一部を支援させていただきます。学童保育事業は、学校の長期休業期間に加え、学校の振替休日や祭日にも実施を拡大し、働く保護者さんを支援します。

国の出産・子育て応援交付金の創設に併せ、出産祝い金の支給対象者、支給金額を一部変更させていただきます。

みつば保育園の運営については、中堅保育士2名を正職に引き上げ、さらなる保育の資質向上に努め、円滑な園運営に当たります。園児が明るく元気で生活できるよう、様々な行事を工夫し保育を行います。

### 第4 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

#### 1. 小・中学校運営。

小学校では、児童1人1タブレットを実現するため、小学1年生から小学3年生の児童分35台を配置します。最適な教材ソフトの導入により、ICT環境の整備と充実を図り、先進的なICT教育に努め、村の特色として村内外へ発信していきます。

少人数支援対策では、小学校の修学旅行や中学校の村外研修活動などのバス借上料について、全額支援を引き続き行います。また、輝け東っ子事業の大相撲観戦やみどりの少年団活動などの体験学習を多く取り入れるなど、小規模校・少人数学級だからこそできる支援を行います。

小中一貫校の検討は、昨年設置しました検討委員会を中心に義務教育学校の設置について引き続き検討を行います。検討の際は、村民の皆様への説明を丁寧に行い、御意見を伺い、東白川村の教育の方向性を示したいと考えております。

#### 2. 公民館事業及び保健体育事業。

公民館、体育活動については、新型コロナウイルスの5類への移行を念頭に置き、より充実した活動を目指していきます。

公民館講座、スポーツ事業については、趣向を凝らした行事、教室を開催し、知識や技術を高め、

仲間づくりの機会を増やし、経験や知識を積むことで地域や絆づくりの担い手を育成します。

## 第6章 特別会計の予算概要説明

### 第1 国民健康保険特別会計

令和5年度は、県を財政運営の責任主体として位置づけた国保制度改革の6年目になります。保険税率の改定を含めた特別会計の安定的な財政運営や効率的な事業推進を進めていきます。加入者は534人（前年度549人）。保険税は5,873万円（前年比1.1%増）を計上しました。

県に支払う保険税に相当する事業費納付金は、県全体の保険給付費が下がったことなどにより前年度より約100万円減の7,491万円です。村の保険税は、令和2年度から段階的に保険税を引き上げるとともに、これまでの所得割・資産割・均等割・平等割の4方式から資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式へと変わります。保険税を引き上げても不足する場合は、法定外繰入れを行うことで収支のバランスを取ることを想定していましたが、県全体の保険給付費の減少により、県への納付金は村の保険税の引上げ額と法定内繰入れで運用ができる見込みとなりました。ただし、本村の1人当たりの医療費は減少傾向にあるものの、他の市町村よりは高いので、納付金に対する保険税の引上げについては、被保険者の方々に御理解と御協力を得られるようしっかり広報していきます。国保会計の全体予算では、前年度より2.6%減の2億9,630万円の予算編成となりました。また、特定健康診査事業をはじめとした各種健診事業の受診率向上などにより、被保険者の健康の維持や疾患の予防、早期発見により医療費の適正化を図り、県と連携した国保財政の健全化に努めます。

保険税等の未納対策につきましては、保険事業は相互扶助であることを十分説明し理解いただき、村税と合わせて収納率の向上に努力するとともに、地方税法で認められている強制執行なども実施します。

### 第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者952人（前年度981人）を想定し、予算額は前年度と比べ0.2%増の3億590万円を計上しました。介護サービス受給者は前年並みを見込みましたので、給付費全体では2億8,000万円となり、前年と同額で計上しました。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度となります。第9期介護保険事業計画の策定を行うとともに引き続き介護予防事業を重視し、要支援や要介護状態になる可能性のある高齢者を早期に把握し、より効率的な介護予防の在り方や地域包括ケアシステムの充実を図り、生きがい・健康づくりの促進に努めます。また、介護保険制度の健全運営に努め、利用者へのサービスを安定的に提供することを行政の責務と認識し、引き続き努力を重ねていきます。

### 第3 国保診療所特別会計

令和元年11月に新築移転を行った診療所、老健施設は、5年目を迎えることとなります。令和4年度も、コロナ禍の影響を少なからず受け、患者や特に老健利用者の減少となりました。5年目となる本年は、引き続き感染症から村民を守り、より一層地域ニーズに合った医療機関、村民のかかりつけ医としての責任と期待への認識を新たにするとともに、職員は働き方改革を念頭に経営感覚

を養い、経営改善に努めながら村民の皆様の疾病治療と健康管理に職員一丸となって努力していきます。

予算額は2億5,300万円で、一般管理費等の減により前年度に対し2.9%の減となっています。

#### 第4 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の被保険者572人（前年度565人）を想定し、保険料の徴収及び申請書の受付事務等に係る経費のほか、高齢者の保健事業と介護予防事業と連携を図り、一体的な事業を推進していきます。

予算額は5,540万円で、前年度と比べて0.7%増となっています。

### 第7章 企業会計の予算概要説明

#### 第1 簡易水道事業会計

簡易水道は平成16年度全村水道化し、現在の給水件数は954件（前年度950件）で、給水普及率98%となっています。

令和5年度は、曲坂水源系施設の機器更新事業が8年目となり、久須見地内の配水施設などの設備の更新を行います。県営土木事業等で支障となる施設については、財源を確保し必要な対策を行います。

浄水場等の維持管理部門の外部委託においては、長期継続契約による複数年契約を続け、安全で清浄な水道水の供給を行います。水道管の漏水が頻繁に発生しているため、管路施設の耐震化及び長寿命化については、簡易水道事業会計の中長期的な財政状況を見ながら検討を進めていきます。

簡易水道特別会計が令和5年度から公営企業会計へ移行しますが、引き続き健全な財政運営に努めます。

予算額は4億4,734万7,000円です。

#### 第2 小規模集合排水処理事業会計

下水道施設として、4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は、宮代地区18戸、平西地区33戸、平東地区23戸、平中地区23戸、合計97戸となっています。各組合の御尽力により安定した運営をしています。特別会計が令和5年度から公営企業会計へ移行しますが、引き続き健全な財政運営に努めます。

予算額は3,467万7,000円です。

### 第8章 むすび

以上のとおり、令和5年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の大要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例改正も上程していますので、慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

特に新年度予算編成のベースとなります第六次総合計画策定について、村民の皆様、議員の皆様には多くの時間を割き、計画づくりに御協力賜りましたことを、この場を借りて御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症蔓延も3年の長いトンネルを抜け、ようやく明るい日々が訪れる気配となってまいりました。これまでに失った人とのつながりや触れ合いを取り戻し、かつてのような

心触れ合う豊かな暮らしを願うばかりでございます。

今後も財政調整基金や公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら、地域の経済や村民の皆様が少しでも向上するように職員と共に知恵と汗を出して努力してまいりますので、村民の皆様、議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げ、令和5年度予算の説明といたします。令和5年3月9日、東白川村長。以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日3月10日の本会議は午前9時30分から開催いたしますのでお願いします。

本日はこれで延会します。

午後2時33分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

